

平成30年第2回睦沢町議会定例会会議録

平成30年6月15日（金）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	手塚和夫
会計管理者	秦悦子	総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊
総務課主査兼 総務班長	池澤竜二	睦沢町農業委員会 事務局局長	手塚和夫
教育長	今井富雄	教育課長	白井住三子
教育課主幹 (指導主事)	久我英治	選挙管理委員会 書記局長	鈴木庄一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介  
書 記 麻生 健介

---

**議 事 日 程 (第 1 号)**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する  
陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意  
見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1 号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 発議案第1号 茂原一宮道路及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見  
書の提出について
- 日程第 9 報告第 1 号 平成29年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第 2 号 平成29年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出につ  
いて
- 追加日程第 2 発議案第 3 号 国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関す  
る意見書の提出について

---

◎開会の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おそろいようでありますから、これから平成30年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎表彰状の伝達

○議長（市原重光君） ここで、中村事務局長から報告があります。

中村局長。

○事務局長（中村幸夫君） お時間をいただきましたので、ご報告をさせていただきたいと思  
います。

去る5月24日に、平成30年度第1回千葉県町村議会定例会が千葉県自治会館で開催されま  
した。その席上におきまして自治功労者表彰が行われました。

本町では、議会議員18年以上として市原議長が特別功労者表彰を受賞されました。誠に  
おめでとうございます。

この自治功労者表彰につきましては、受賞の都度、本会議場で議長から伝達を行って参り  
ました。

今回もこの場をおかりし、表彰状の伝達を行いたいと思いますので、ご協力をお願いした  
いと思います。

今回は、市原議長ご自身の受賞でありますので、私からご報告をさせていただきました。

表彰状の伝達につきましては、副議長からお願いしたいと思いますので、副議長、議長、  
演台の前をお願いしたいと思います。

（表彰状伝達）

○議長（市原重光君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、多分なるご配慮を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

これまで18年ということでもありますけれども、支援者の皆さん方はもとより、議員各位、  
そしてまた執行部職員の皆さん方、大変なるお力添えをいただいて、ここまで来たのかなと  
いうふうな思いでございます。

これからも自分なりに、残された任期、まだ1年数か月ありますから、一生懸命務めて参  
りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

整いませんけれども、ご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

---

### ◎開議の宣告

○議長（市原重光君） それでは、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成30年1月分から平成30年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長より、新規採用職員の研修として今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があり、これを了承いたしましたので、報告いたします。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る6月6日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、中村 勇委員長から報告があります。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

去る6月6日に、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、平成30年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、8名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、陳情2件、議案1件、諮問1件、議員発議1件、報告2件であります。

会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。日程第2といたしまして会期の決定を行います。日程第3及び日程第4といたしまして、陳情2件の審議を

お願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。続いて、日程第5といたしまして一般質問を行います。

その後、日程第6では、議案第1号 平成30年度陸沢町一般会計補正予算（第2号）の審議をお願いいたします。日程第7、諮問第1号は、町長の提案説明の後、直ちに採決に入りたいと思います。次に、日程第8といたしまして、発議案第1号の審議をお願いいたします。最後に日程第9及び日程第10といたしまして、報告2件を予定いたしました。なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いをいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回陸沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

季節は梅雨を迎えておりますが、木々の緑も一層深くなり、水稻の育成も勢いを増してきました。一方、台風や大雨の季節でもありますので、河川の増水や土砂災害等の発生に十分注意し、早目の避難などの措置がとれるよう周知徹底して参ります。

また、本年も各区にお願いをいたし、地区懇談会を実施しております。既に実施した区もございますが、町の政策や今後の方針、課題等をお話しさせていただき、町民の皆様のご質問にもお答えして参ります。よろしくご協力をお願いいたします。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第2号）、人事案件と繰越明許費繰越計算書などの報告でございます。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

まちづくり課から、平成29年度の睦沢町総合運動公園の事業実施状況について報告をさせていただきます。

初めに、施設全体の利用者数でございますけれども、6万9,356人。昨年度の利用者数5万9,218人と比較し、約1万人、17%の増加となりました。全体の利用者数をイベントやジョギングコース、遊具などを利用する無料の一般利用者、運動施設等、有料で利用する有料の一般利用者、ふれあいスポーツクラブ利用者に分けて比較すると、無料の一般利用者は2万156人、昨年度の利用者数1万7,370人と比較して約3,000人、16%の増加。有料の一般利用者は1万8,459人、昨年度の利用者数1万2,122人と比較し約6,000人、52%の増加。ふれあいスポーツクラブ利用者数は3万741人、昨年度の利用者数2万9,726人と比較し約1,000人、3%の増加となりました。

昨年度までの利用者数は年々減少傾向が続いておりましたが、ここに来て大幅な利用者数の増加につながりました。それぞれの増加要因として、無料の一般利用者につきましては睦沢中学校のプール事業が開催されたこと。有料の一般利用者につきましては、幾つかの要因がありますが、1番大きなものは合宿や大会などのスポーツツーリズム事業による利用者を誘致したことで、昨年度の約1.5倍の大幅増加となりました。この中の1万4,313人、約78%が町外からの利用者となっておりますが、前年度以前の町内、町外を分けたデータがないため、残念ながら比較することが出来ませんでした。

また、施設の利用方法についても防球ネットを整備したこと、野球場を通年利用可能としたこと、さらには施設全体の利用時間を夜9時まで延長したことで、特に12月から3月の冬季期間における利用者数が大幅に増加いたしました。

ふれあいスポーツクラブ利用者数につきましても、微増ではありますが増加しております。これまでと同等以上の利用がされております。

平成29年度に実施した自主事業の大きな柱となっているスポーツツーリズム事業、ウェルネス事業の成果は利用者数の増加につながっており、施設の活気とにぎわいがあふれております。構築体制が十分でなかった部分もありますが、こうした事業を継続することで、関係人口の増加や町のプロモーションにもつながり、さらには町が掲げている健幸のまちづくりに大いに寄与するものであると考えております。

これからは、既存の事業を継続するとともに新たな自主事業による施設全体のさらなる利用者数の増加につなげ、また、より一層、町内利用者の利便性の向上を目指して参ります。

次に、福祉課所管の睦沢町放課後児童クラブについてですが、昨年度、土睦小学校の空き

教室を改修いたしまして、本年4月1日より福祉交流センターから睦沢小学校に移転しております。移転に際しましては、学校や保護者の皆様のご支援もあり、混乱もなく順調に運営がなされております。

また、本年3月16日に開催いたしました睦沢町子ども・子育て会議におきまして、放課後児童クラブの土曜日の開設について検討するよう委員からご意見がありました。子育て世代に共働き世帯が多いことや核家族化など社会環境の変化もあることから、4月に現利用者に対して意向調査を行いましたところ、一定数のニーズがあることが確認出来ましたので、運営を行っている社会福祉協議会に土曜日開設について依頼をしたところでございます。社会福祉協議会の了解が得られれば9月議会で補正予算をお願いし、この秋より土曜開設を実施したいと考えております。

次に、3年ごとに作成しております介護、障害の計画でございますが、介護保険ではサービスの利用見込みや介護保険法の改正を反映して、高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画、また障害につきましては、障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を推進委員の皆様にご協力いただきながら策定いたしましたので、本日お手元に配付させていただきました。

高齢者及び障害者の福祉の向上を目指し、進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、健康保険課からの行政報告ですが、本日お手元に配付させていただきました健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画につきまして、この3月に作成いたしましたので、ご報告させていただきます。これらの計画は、健康増進法など各法律の定めるところにより平成34年度までを計画期間として策定し、町民が健康で幸せに生活することが出来るまちづくりのため、町民の健康課題を踏まえ、糖尿病を中心とした生活習慣病予防、食育の推進、ガン予防、歯口腔健康づくり、心の健康づくりの五つの分野を取り上げ、町民自身が生活習慣を見つめ直し、改善すべき点を改め、それを継続出来るようライフステージに応じた取り組みを展開して参ります。

最後になりますが、産業振興課所管の行政報告について2点報告いたします。

1点目は、3町合同有害鳥獣駆除についてですが、本町、長南町、長柄町の3町合同の銃による有害獣駆除について長生郡市猟友会と協議をした結果、駆除実施における安全面、また効果の点から本年度より当分の間行わないこととなりました。今後は有害鳥獣対策協議会の方々の意見もお伺いした中で、新たな対策も模索したいと考えます。

2点目は、長生農業支援センターについて報告いたします。

この組織については、長生農業協同組合より取り組みたい旨の提案があり、長生郡6町村が賛同し設立するものでございます。設立の目的といたしましては、新規就農者の支援、農業担い手の確保、各地域の抱える農業問題等の解決を広域的な組織として取り組むものでございます。現在、平成30年度中の設立に必要な経費の算定を行っており、決定次第、補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長からの議案の送付があり、これを受理しましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名をいたします。3番、伊原邦雄議員、4番、久我政史議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

---

#### ◎陳情第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。



麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

---

#### ◎陳情第2号の上程、説明、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第4、陳情第2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長(市原重光君) 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

---

#### ◇市原時夫君

○議長(市原重光君) 最初に、12番、市原時夫議員、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。通告順に沿って一般質問を行います。

現在、睦沢町では、小中一貫教育に向けた検討が全県的にも先駆けて進められております。睦沢町の実態に沿った現状と課題、方向をどのように考えて検討されているのかについて伺いたいと思います。

経過を若干調べましたが、この制度は文科省による研究開発学校などの実践を通じて得られた結果などをもとに、平成27年6月の通常国会で9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校、いわゆる今の義務教育制度とは違いますが、義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令告示と併せて平成28年4月1日に施行されました。法制化されて、まだ1年余という制度であります。

まず、義務教育を考える場合に、私は二つの点で押さえておかなければいけない基本的な視点があると考えております。一つは教育環境の整備、充実をしっかりと行うこと。そして、教育は子供一人一人の幸せ、成長と発展のためにあることをはっきりさせ、教育は子供の権利であり、国、家庭の様々な条件にかかわらず全ての子供に豊かに保障される必要があり、国、自治体はその責任を果たすべきだと考えております。

第2に、憲法と子どもの権利条約が基礎になっております。2017年9月に公表された教育予算の世界ランキング、いわゆるGDPに対する公費支出の割合では、OECD34カ国、現在は35カ国だと思いましたが、ワーストワンだというような、世界最低水準の教育予算の引き上げが必要であります。これは先程、陳情でも出され、また、全会一致で採択をされた点でも直接こういう形では触れられておりませんが、教育予算の充実という形で各団体からも要請が出された事態もあるわけであります。

重過ぎる教育費負担の軽減、行き過ぎた競争主義からの脱却、上からの締めつけをやめ子供の権利と教育の自主性を保障する。子供の最善の利益、意見表明権、余暇、休暇、遊び、文化の権利など、子供の権利を学校などあらゆる教育の場で生かすことが求められていると考えております。

こうした点に立って、第3に、受験のための詰め込み教育ではなく、自然と社会の仕組みを自主的、自覚的に考えることの出来る知育を育てること、社会を構成する人間にふさわしい市民道徳を身につける、徳育を身につけること。人間が生み出してきた文化、芸術に親しみ、その感受性を養う情操豊かな大人への成長、そして基礎的な体力の増強とスポーツ精神を体得させる体育が大事だと考えております。

最近は、このスポーツ精神等も大変ゆがめられたことが報道されるなど、ゆゆしき事態があるわけでありますから、特にこうしたことも大事だと考えております。

こうした点から、町が検討している小中一貫校について、一般論ではなく、睦沢町として子供の成長、発展にとってどうかから、その是非を含めて考えるべきだと思います。さらには、法改正の根本にあったのは、小中一貫校などの構想は保護者など社会的な要望から出発したものではなく、政府の財政的観点から意図する学校統廃合を進めるということが最大の狙いであったことが明らかになっています。しかも、小学校高学年の自覚を促すなど、現在の子供の成長に有益なものが失われる可能性が強いことや、中学のテスト体制や厳しい管理が、これは一般論ですよ、小学校に拡大するなどの、こうした疑問や不安の声も出ているわけであります。

そこで、睦沢町にとって、教育上の効果として小中一貫教育への変更、その必要について実態と課題をどのように考え、また、どのような方向を具体的に今目指しているのか、まず伺いたいと思います。

次に、児童・生徒の成長という観点から、メリット、デメリットをどのように把握しているかについて伺います。

これはなかなか複雑な制度でありまして、小中一貫教育システムは大きく三つの形があるとされております。第1は、義務教育学校というものでありまして、一つの校長、一つの教職員組織で9年制であります。第2は、小中一貫型小学校、中学校では建物などの併設型で、校長はそれぞれ別で総合調整を行う校長がいるシステム。第3は連携型で、校長はそれぞれ別々の場合であります。

問題は、さらに施設場は施設一体型や施設隣接型、施設分離型などの仕組みもあり、様々な形態が定義をされており、そういう意味では明確なスタイルというのが現状では確立していない状態であります。睦沢町の場合、既に1小学校、1中学校となっており、施設も隣接しており、また将来の児童・生徒数の見込みも特別、例えば海外からの移住政策が変わったとかというような形で、子育て世代が大量に全国的にも増えるというようなことがない限りは、かなりの減少が見込まれております。これは町の計画の中でも、その点は指摘をされているわけであります。

こうした条件の中で、教育委員会として小中一貫教育の具体的な姿、またパターンをどう考え、現況の教育システムとの関係、そして一貫教育の様々な形態としての関連でのメリット、デメリットをどうお考えなのか。私は、提案をする以上、こうした様々なスタイル、形

態について分析をし、そのメリット、デメリットという点でお考えいただいているとは思いますが、お聞きしたいと思います。

第3に、全国的に十分な検証がなされている制度かどうかという問題であります。

この方針は、保護者を始め、国民的な問題意識、合意形成から生まれたものではありませんし、2014年7月の政府の教育再生実行会議による定義に基づき、2016年、学校教育法の改正、小中一貫の義務教育学校という新しい学校方式の形の一つとして位置付けられたものがありますから、この義務教育は小学校6年、中学校3年というこれまで当たり前とされた制度を変更し、連続した9年間の義務教育としたわけであります。つまり、現在の義務教育制度の改善方向としての実証期間が極めて短く、教育効果が十分検証されていない段階であり、小中一貫教育の推進は時期尚早と考えますが、いかがでしょうか。

制度上、教育免許は小学校と中学校で分かれているため、基本は両方が必要であります。しかし、これから進んでいくとは思いますが、小学校教員の約4割が中学免許を持っていないとのデータもあります。制度として中身が追いつくのかどうか。確かに柔軟性を高め学力向上に寄与するという、そうした指摘もありますが、まだ私は未熟ではないか、デメリットのほうが多いのではないか、確信をもって進められる根拠はどうか、伺いたいと思います。

次に、学校給食無償化の考えについて伺いたいと思います。

これは昨年度も私は提起をいたしましたけれども、なぜ今取り上げるのかと。昨年のときに、むつざわプロモーションプロジェクトの民間委託計画の中で、子育て支援、教育支援PRパンフレット制作ということ掲げて、現在進められております。移住を検討されている子育て世代への優しい町だということを伝える手段として必要だと述べているわけであります。

私は、この間ずっと、睦沢町の利点アピールとして、歴史、伝統、行政サービスのあり方からいっても子育て支援の町をアピールすべきだ、そしてこの間、医療費、子供医療費の無料化、保健指導の充実、学童保育の設置、充実など求めて参りました。学校給食は残念ながら家庭の食事に近づけるといような自校方式からの後退がありましたけれども、子供たちの通学見守りのボランティアの方々を始め、住民の歴史的な、子供たちへの暖かい目線のある町だと考えています。

ただ、子育て支援に関するこのプロジェクトの弱点は、現状を知らせるということにとどめており、新たな充実という視点がないことでもあります。子育てに何よりも温かいまちづく

りということでは、もっとやれることがあるのではないかと、せつかく移住された方へということで大上段に構えているわけでありますから、現状をただお知らせをするだけではなくて、さらにこうしたまちづくりをするんだという積極的な施策が必要なんだと、その点では私と町長、町政、教育委員会は一致したのではないかと思うわけであります。その点で具体的な提案をしているわけであります。

例えば図書室を図書館に格上げして子供図書としての側面を強化し、全国的に魅力ある図書館にすることとか、学校図書への特別な人員配置で、子供たちにより読書を好きになってもらうとか、通学の安全対策、小児科の充実、子育て世代への税負担の軽減、地域循環型の仕事創設による雇用の確保などが挙げられますが、今回の質問の内容は、子供の貧困が重大な問題となっている今日、その経済的支援と子供たちに優しい町という意味でも、学校給食の無償化の方向をしっかりととるべきではないかと。

やはり、せつかく子育て支援をアピールしたいというわけですから、こういう方向も考えているんだという新鮮味というんですかね、創造性というか発展性、そういうところを私は打ち出すべきではないかということで、批判しているのではなくて応援しているわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、住宅リフォーム・耐震調査・耐震改修工事などの補助金支給の利便性を図るための補助金代理受領制度を導入してはどうかという問題であります。

大分以前にもこの問題を提案をしたわけですが、結局そのままになっているわけでありますが、仕事をお願いする住民が業者に全額を支払ってから町に申請して補助金を受け取るというシステムであります。色々なところで、より利用しやすくするというところで、業者が代理受領することによって、住民の一時的なお金の準備を軽減出来るというシステムでありまして、これは誰も損をするものではないと考へます。

しかも、住宅リフォーム助成制度は当初3年ということでありましたが、補正予算をつけて、それだけ要望が多かったとか延長するなど、その経済効果も数倍に上っているということが、この間の中でも明らかになっております。つまり、地域経済にとっても行政にとっても、それから利用される住民にとっても、みんな喜ばれるということでありまして、しかも、これは、もう地域経済の発展に寄与する内容でありますから、と思ひます。

また、予想される大地震に1番の被害予想は、県の色々な調査によりますと、睦沢町の場合は家屋の倒壊でありまして、膨大な数の家屋の倒壊と被害が予想されております。耐震改修工事などは、非常に経費が高いということが言われておりますが、色々見てみますと、技

術の進歩によって資材とか色々な安全性対策がとれる、安い経費でとれるなどの研究も進んでおります。こうした補助制度の仕組みの活用とともに、こういう技術の発展の研究も含めて、より安全・安心、住みよいまちづくりをするということが、人口急減対策にとっても意味を持つと思いますが、伺いたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

私からは、最初に、3、補助金代理受領制度についてをお答えし、1、教育行政についてと、2、子育て支援については教育長からお答えをさせていただきます。

まず、3、補助金代理受領制度についての住宅リフォーム・耐震調査・耐震改修工事などの補助金支給の利便性を図るため、補助金代理受領制度を導入してはどうかというご質問でございますが、補助金代理受領制度は、申請者が住宅リフォームなどにかかった費用を業者に支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた残額を業者に支払い、補助金は町から直接業者に支払う制度です。これは、申請者がかかった費用の金額を業者に支払う必要がなくなり、申請者の初期費用負担を軽くすることが出来ます。

本町では、路線バス利用促進事業において本制度を採用しており、路線バス利用者の増加に大いに貢献しているものと考えております。

しかしながら、路線バス利用促進事業の対象となる運行事業者は、小湊鉄道1社ということもあり、事業者の同意が容易にとれたことからスムーズな活用が出来ているわけですが、住宅リフォームなどの事業につきましても、建築業だけでなく水回りの管工事業も含め町内の法人業者は17、また個人事業主は今までの事業実績から申し上げますと13あり、これを合わせると30以上の事業者が対象ということもありますので、申請者及び事業者への制度の理解、周知を十分に行う必要があります。

また、本町の住宅リフォーム・耐震調査・耐震改修工事などの助成金は、町の財政負担を軽減するため国の補助金を活用しておりますので、本制度の導入につきましても、町の要綱を整備するとともに、国の同意などが必要ですので、次年度からを目標に制度の活用を図りたいと考えます。

議員申しますように、事業を推進する上で町民の利便性や負担軽減のためにも導入が出来ればと思いますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員のご質問にお答えいたします。

まず教育行政についての1点目、小中一貫教育に向けた検討が進んでいるが、睦沢町の実態に沿った現状と課題、方向性をどのように考えているかというご質問でございますけれども、本町の現状といたしましては、小学校再編により園・小・中各1校となり、学校規模も適正な状況となったことで、教育委員会の目指すゼロ歳から15歳まで、途切れることのない連続した教育を実践していく環境が整いつつあるというふうに感じております。

そういった中で、施設のあり方等、以前に教育課程などソフト面で、小中一貫教育を視野に入れた検討を開始したところでございます。その内容をより充実したものとするために、園・小・中教職員はそれぞれの校種特有の文化を持っておりますので、各教職員が相互理解に努めるような意識の醸成が必要であると、課題であるというふうに捉えております。

今後の方向性といたしましては、小・中学校においては9年間を見通した一貫性を持たせた体系的な教育を創造するため、来年度中に年間指導計画を作成いたします。

また、15歳の春にどんな姿の子供であって欲しいのか、成長して欲しいのかを示し、そのビジョンを教職員、保護者、地域住民が共通認識のもと、社会総がかりで子育てにかかわり、地域とともにある学校としてのコミュニティ・スクールを中学校まで拡大することを視野に入れ、発展させて参りたいと考えております。

2点目の児童・生徒の成長という視点からメリット、デメリットをどのように把握しているのかというご質問でございますけれども、メリットいたしましては、本町では現在問題視するほどの事例はございませんが、不登校などにつながるといわれております、いわゆる中1ギャップの解決方策の一つであること、また、学力の向上や規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、加えて教職員の児童・生徒の理解や指導方法の改善意欲の高まりなどが挙げられております。

デメリットといたしましては、教育課程上の区分の選択、よく言われます4・3・2によっては小学校高学年のリーダー性、主体性の育成に留意が必要であること、また、施設の形態によって隣接・分離型の場合は児童・生徒、教員の交流時の移動に時間がかかり、一方、一体型の場合では体格差のある子供の接触が増え、けがのリスクが増えるなどの懸念も挙げられております。

3点目の全国的に十分な検証がなされたのかというご質問ですけれども、一貫教育は平成12年度に全国に先駆けて広島県呉市が研究を開始し、平成17年度には中央教育審議会答申が



出され、また同年、小中一貫教育全国サミットも開催されており、その中で成果や課題が報告されております。その後も、文部科学省においては、小中一貫教育の導入状況調査を実施し公表しており、その中で小中一貫教育のこれまでの取り組みの総合的な評価として、平成26年度と29年の比較においては、課題が認められるは減少し、逆に課題が余り認められないが増加している状況にあります。

教育委員会では、このような先進事例を参考に、一貫教育のあるべき姿を今後も模索して参りますが、先進校の事例で示されたデメリットは克服すべき課題として前向きに捉えており、デメリットであるから一貫教育を否定するという考えには立ってございませんので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2、子育て支援についての学校給食無償化の考えはというご質問ですが、学校給食法では、学校給食の施設整備や職員の人件費、修繕費等は学校の設置者が負担することとなっております。それ以外の経費、具体的に申し上げますと食材料費であります。これは保護者が負担することとされております。

給食費を無償化にすれば、保護者の経済的負担が軽減することは明らかでありますけれども、一方では、給食の無償化が保護者の食への関心の低下を招き、よく言われます費用負担をしていけば給食の質に関心を持つということがございますけれども、また子育て意欲の低下にもつながる懸念がございます。さらに、受益者負担の観点からも世代を超えた町民に理解を得るには慎重に検討を重ねる必要があるものと考えております。

本町の学校給食では、国基準の栄養価を満たすことはもとより、千産千消の活用推進、適切なアレルギー対策の実施、日本の行事食といった献立など、限られた経費の中で変動する物価に対する工夫をしながら、学校給食の質の維持とともに、安全安心、そして適温でおいしい給食の提供に努めております。単価につきましても、平成26年度から据え置きにして対応しております。

なお、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対しては、学校教育法第19条の規定に基づき就学援助費の支給がなされており、給食費に限らず総体的に子育て支援について取り組んでおりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 小中一貫の問題であります。これはなぜ今やらなきゃいけないのかという点が1番の問題で、制度そのものとか様々な考え方を示された点についてとやかく言うものではありませんが、十分な検証を12年間やっていらっしゃるというような、全国で

やったということもありますけれども、そのところがいま一つわからない問題がある。

それから、検討を進めているわけですから、例えば施設上の問題ではすごい組み合わせがあるわけですよね。三つにあって、さらに三つあるわけですから。そういう問題を財政的な問題、それから今言ったような教育的な内容上どうなのか、現状の施設のあるところの配置の問題を含めて、そこはかなり細かく、それは推進するとか推進しないとかというんじゃないで、様々な議論をしていただく基本的な材料として、私はもう既に用意されていなきゃいけないというふうに思うんですよ、そのパターンについて。これについてはこういうふうにするところになりますというようなものが提示されてこそ、私どもも色々それについての町民の意見も聞くことが出来るわけでありまして、そういうような調査はもう既にされていて、普通出すと思うんですよ、色々なところに。それがいいのかないのか、そうしたものがあれば、是非出していただきたいなというふうに思うわけでありまして。

これは一般論で言いますよ。睦沢町とか色々な自治体がありますから、それが全てだというわけではありませんが、一つは法制化の直接的なものになったのは、2014年の「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」という問題であります。

もうはっきり言っちゃうと、人口が減ってくると、日本の生産がこれだと海外との競争に負けちゃうと。だから、勝ち抜く人材を選択するということを言っているんですよ。だから、色々考えるような人間と肉体労働的にやる人間と選択するんだと、それで進めるんだと。どう見ても、私はこの最初の思惑がずれているんじゃないかと、どう活用するかは別ですよ、という問題がありまして、そういう点をどう克服していくかというところが曖昧であるのではないかという点が、まず一つあります。

色々言っています。自己肯定感、それから小1プロブレムですか、中学校だけじゃなくて小学校に入る段階から。これなんかは、もう睦沢の場合は、こども園だとか学童だとか色々なスタイルがあるから、直接これは国のこうした意識は当てはまらないんじゃないかなというふうに思います。

それで、この制度的な選択肢を広げるというわけでありまして、複数型の学校制度の導入の位置付けでありまして、この法律が通ったから全て一貫教育にしなきゃいけないというものではないんです。どうしても睦沢町の場合は一貫教育が必要だという根拠がなきゃいけないんですよ。そういう問題の具体的な、どうするかは別として、こうなった場合はこういうふうになるというような、先程言った提案がなければ、なかなか私は住民にどうしますかと判断を求めても、それは難しいと、つまり情報が十分に公開されなければ、このまま、

では一貫教育を進めますなんていう結論を出すこと自体が早計じゃないですか。

それから、一貫教育でなければならないというふうに先程言いましたけれども、中1ギャップ論というやつですね。中学1年になった時点で不登校などが増えると。一貫教育であればすうっといくんだから、その一段、中断がないということでありますと。だけど、今言ったように睦沢町はないということですから、最大の一貫教育を進める根拠の一つになった点は、睦沢町の場合は当てはまらないと。

では何で一貫をやらなきゃいけないんだと。逆に言うと、睦沢町の1中学、1小学校ということですから、連携的に進めるというシステムは出来ているわけですよ。ある意味では一貫教育と言ってもいいぐらいのことがあるわけで、改めてこうした制度をとる必要がどこにあるのかということでもあります。

前にもちょっと言いましたけれども、文科省の国立教育政策研究所は、「中1ギャップ」の真実というのを出しているんですね、ご存じのように。今言った中1ギャップ論というのは客観的事実とは言い切れないということで、では最大のメリットというものが、ここでは否定されていると。

第5に、一貫教育だから学力が向上するのかと。先程おっしゃられた先進事例として出された広島県呉市、これは国会でもこの問題はご存じのように取り上げられておりました。学力向上するんだと、呉市を見ろというふうに出たわけですね。実態を国会のほうで色々調査をしましたら、本番テスト前、何度も類似テストをさせたと。こういうことが出ていまして、品川区では夏休みの全員参加で朝8時から夜8時までの勉強の取り組みで、これは一貫教育とは別の問題で学力を引き上げたということになって、これは問題になっただけじゃなくて当時の副大臣も、どの取り組みが学力向上に寄与しているか特定することは困難というふうに答弁するんですよ。

先進の事例だから、この一貫教育がいいと言った呉市でさえこうですよ。睦沢町の特別な事情としてどうなんだというようなところで、十分な教育委員会としての調査研究と、それからこうなればこうなりますよというものをやっぱり用意して、それから議論すべきだと。それには余りにも材料が少な過ぎると、法制化されてから1年ちょっとですから。

平成27年度の国立教育政策研究所のプロジェクト研究である「初等中等教育の学校体系に関する研究」というのがあるんですね。中学校1校と小学校1校の組み合わせ、この中で施設分離型小中と、色々な分析をしているんですよ。こちらのほうが分析しているんです、色々なパターンがあるということで、睦沢町もそのぐらいはやっていただきたいなと思いま

すが、国だから、人がいっぱいいるから、官僚がみんないいかどうかはちょっとかなり最近  
は疑問ですけれども、そういう中では、「小学校段階での基礎学力保障に注力」と、うんぬ  
ん書いてあります。それから、「中学部活への小学生高学年の参加」などとありまして、  
6・3制、現在の制度の実施割合が上回ったという調査もあるので、色々なところで違いが  
ありますから、必ずしもこの一貫システムが全ていいというふうには、国の機関でさえ認め  
ていないと。

第6に、これはもう最大の問題です。つまり、小学校高学年のリーダーシップというのが、  
これは避けられない問題です。つまり、小学校という1ランクをつけることによって、5年  
生だとか6年生が成長に欠かせない積極的な役割、人間的な成長を客観的に求められ、また、  
その中で成長していくということが、一貫教育の中では難しい側面があると、これはもうは  
っきりされていると。国会の参考質疑でもこの問題が出されまして、当時の下村文科大臣も  
「いかにしてリーダー性等を育成するかという課題があるという御指摘だと思います。」と、  
これは問題があるということを実事実上認めているわけでありまして。

7番目に、これも町がどうするかということで変化する問題ではありますが、受験対策の  
ための教育内容の前倒しカリキュラムの編成も可能になると。つまり、自治体独自でカリキ  
ュラムを前倒しして、とにかく上の学校に行けるようにしようと。でも、現状でこれは必要  
なのかと、中学校の場合はかなり進学したり、そういう割合ではいいと思いますので、こ  
ういうことが必要なかとは思いますが、さらに強化をするということが出来るようなシステ  
ムになっていると。

それから、自治体独自の教科の設定ということも可能になるということ。子供の生活や要  
望、成長の観点から出発するのではなくて、トップダウンでマニュアル化された教科をやる  
ことも出来ると。例えばスポーツ観光課みたいにやって、この観光にすぐやれるような教育  
を義務教育に入れると。観光化自体、私は悪いと言っているんじゃないですよ。義務教育で  
例えばするということも出来ないとも限らないと。これはやるかやらないかという問  
題もありますけれども、ただ、そういう形で問題が出て来る可能性も含んでいると。こうし  
た問題もきちっと説明していかなければならないと。

第9に、これはどうしようもない問題が一つあるんですよ。私も調べました。教職員の多  
忙化という問題なんですね。これは色々私は文科省の文書も見ってみました。国立教育政策研  
究所も認めております。それから、昨年の決算委員会ですかね、資料を出していただきまし  
たけれども、睦沢町の教職員の方もかなりの、これは多忙なことをやる。

現状では仕方ないんですよ、現状の教員の数では。出来るだけ丁寧に保護者の方にお知らせをしたり子供の教育をやろうとした場合に、現状ではもうこれは避けられません。さらに、その上一貫校となった場合は、小学校、中学という形で両方に目を向けなきゃいけないわけですから、この多忙化ということは、これは避けられない現状になるんじゃないかと。

教育において、全ての前提になるのが信頼関係です。これはもうご存じだと思います。先生を信頼出来なきゃ子供だって勉強するかとなっちゃうわけで、どんなに新しい校舎があっても、考え抜かれた指導方法があっても、先生と生徒との間に信頼関係が築かれていなければ教育は成り立たないと。

「教育は人なり」とよく言いますが、私はそうだと思います。その人となりを作る時間が先生に足りない。それから、一人一人の生徒や保護者と生徒とじっくりと向かい合える時間的な余裕、これがない。こうした多忙なものを解決するようなことどころか、一貫教育のシステムは、取り入れ方によっては逆に多忙化を招くということでもあります。

平成27年プロジェクト研究報告書、教育制度、教職員の多忙化と負担感、わざわざ一項目おいているわけですね。この中で最も大きな課題と考えられるのが小中一貫教育の取り組みによる教職員の多忙化と負担感です。これをやらなきゃいけないということですよ。教職員の多忙化や負担感の増大は小中一貫教育を推進する上で避けられない課題であると。小中一貫教育に対して懐疑的な指摘をされることもあるというふうに認めているわけですね。こういう問題が、これはある意味では決定的なものか、それとも課題としてやれる問題かというのがあるかもしれませんが、全国的なこの間の調査の中では、そうした問題が出ているということでもあります。

私は、教職員の方々の仕事がブラック化した仕事にさせてはならないということでもあります。もし、こういう形で取り組むというのなら、財政措置は県であります、町としてこうした教職員の体制強化のための独自の負担軽減のための財政措置のための腹構えがあるのかと、そうした点も含めた提起がなされなければ、私はこのまま曖昧な形で進めるということは余りにも早計ではないかと思うわけではありますが、お聞きをしたいと思います。

次に、学校給食の問題であります。

一つは、法律上の問題で父母負担にあるということでもあります。実は大多喜町に行ってきました。芝山町も今年度から小中無償化であります、当たり前のことですから、学校給食という、その制度の中で助成するのではなくて、別な形で事実上無償化をするというパターンにしているわけですから、法律の根拠に出来ないということは成り立たないという

ふうに思います。これはやり方の問題だと。

それで、色々聞いてきました。財政上問題ないのかと。ちょっと調べたら今年度、2,500万かな、小中合わせて、確かそのぐらいやっているというふうに、睦沢町の場合は少ないですから、もっと安いというか低い負担で済むというふうに思いますが。

どうなんですかと言ったら、なかなか勉強になったなと思うんですけども、市原さんいいですかと、これは小さな町だからやろうと思えば出来るんですと。町長の決断ですと。決断すれば、こうした町の段階では私たちは職員なんだから、その方針に基づいて様々やっ  
て進めているんですと。随分ちょっと、うっと私のほうも引いちゃって何と思ったんですけども、ちょっと進んでいるから、それよりうちは頑張っているとも言えないものもありますが、睦沢町は進んでいるところもいっぱいあるわけなんですよ、ということであります。

そういう点で、色々な制度上の問題だとか財政上の問題ということではなくて、私は先程も言いましたように、大多喜がちょっと先に行っていますけれども、町長がこの前の、さっき言った方針の中で言ったように、プロモーションプロジェクトの中でも言っているような子育て支援の町をアピールをするという点で、子供たちに対する愛情ある人情の風土を生かして、学校給食事実上の無償化をということやると。

それから、関心がなくなると、それは財政論とそれをよくやることがあるんですよ。前に、ごみ袋の引き下げの問題で言ったら、安くすると、ごみはどんどん出すというのがありましたよね。実際引き下げられましたけれども、ではごみの量がそれで膨大に増えたかという  
と増えていないんですよ。問題は、教育に対してどう関心を持っていただくかという、保護者とそれから子供たち、それから町、行政一体となって議論をしていくということや  
りまして、お金の問題うんぬんで気持ちが変わるとするのは、余りにも教育という問題を私は軽々しく考えているんじゃないか、狭く考えているんじゃないかと思うわけでありまして、そ  
ういう点でこれは教育長が決断するのではないのかもしれませんが、私はやったらどうかと。やっぱり大多喜町に行って予算書とかを見せてもらいましたけれども、きちっと位置付けて  
いるんですよ、子育て支援ということで。そこにやっぱり人口急減を抑えるというポイントがあるという形を、やっぱり持っていらっしゃると。

全体の構成が私はいいいと言っているんじゃないやしませんよ。その点で睦沢町はすぐれたところがいっぱいありますから、そういうのを活用すべきではないかと思うわけですが、いかが  
でしょうか。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） ありがとうございます。

小中一貫については大きく三つ、小さく9つあったかと思えますけれども、その中の幾つかをまとめてお話しさせていただきたいと思えます。また、給食の問題、そして多忙化の問題についても、少し教育委員会の考えを申し上げたいというふうに思っております。

まず、初めにお話がありました、教育環境全体として今やるべきことは幾つかあるんじゃないかと。その中で小中一貫教育をどう位置付けているのかだろうというふうに思えます。確かに、現在、教育環境を整備することも大切なことであり、課題は様々あります。喫緊の課題は、これからの子供たちをどう育てるかということではないかというふうに考えております。

私の現状認識では、世の中がこれまでと違って想像もつかない速さで動いているというふうに言えると思えます。21世紀は、国際化、情報化、科学技術の進歩の中で知識基盤社会の時代であり、その社会で生きる力の必要性を説いてきましたけれども、今やAIが人を認識する時代、現中学2年生、2011年に小学校に上がった子供たちが20歳になるころ、成人するころには想像もつかない職業に70%がついているんだと、そういう予測をしたアメリカの学者もいらっしゃいます。このような知識情報とか技術を巡る変化の速さが加速度的に進み、人間の予測をはるかに超えているのが現状だろうというふうに思えます。

このような時代に社会の中で様々な変化に積極的に向かい合い、他者と協働して一緒になって課題を解決していける力をつけること、様々な情報を見極めて再構築して新たな価値につなげていく力、そういうことでよりよい社会と幸福な人生の作り手となることが大切ではないかなというふうに思っているわけです。それが、いわゆる自己有用感、また自己肯定感にもつながる、また、豊かな心も大切でございます。

いずれにしても、自らの手で将来展望を切り開いていく能力はつけさせたいというのが思っているところでございます。これも喫緊の課題かなというふうに私は捉えております。施設の形態等のあり方を議論する前に必要なかなと思っております。その意味でも、園・小・中が同じ教育目標を目指して一貫した教育の中で、義務教育終了の年、15歳の年までに備えたい力を持った子供たちを育てる姿を示して育てる。しかも、学校だけでなく保護者や地域みんなで育てるという体制を作り上げることが喫緊の課題ではないかなというふうに私は思っているわけでございます。これは1番と3番の関連かもしれません。

また、不登校、いじめ等が現状はないじゃないかという話で、その課題解決のために一貫校があったんじゃないのかという話がございました。本町の出発点は、そのところではない

というふうに思います。先程申し上げたところもありますけれども、園・小・中が各1校になったというところ、そこを生かしたい。途切れのない一貫した教育方針のもとに教育を進めれば、先程申し上げたところも含めて、睦沢の子供たちが抱える課題、また教育を取り巻く今日的課題を解決して、これまで以上にハードルの高い睦沢教育が進められるんじゃないかなと考えたことであります。

具体的には、先程申し上げましたから割愛しますけれども、もう一つは老朽化の対応でございます。小学校再編協議の際に保護者から強く出された、校舎の老朽化はしないのか。そういうことも一つの一貫校の取り組む方向でございます。教育委員会は、子供たちの育ちを、先程申し上げた15歳の育てたい子供の姿を明らかにして、その姿を小中一貫教育とコミュニティ・スクールを両輪で育てていく、これが大切かなというふうに思っているわけでございます。

あと、であるならば姿を示すべきではないかというふうに理解いたしました。昨年度から、睦沢町の学校施設整備基本構想の検討を重ねています。その中で29年度、30年度で取り組んでいる内容が、今メリット、デメリット等ございますけれども、その検討を今年度末にこれを構想としてまとめ上げ、議員の皆さんや、また町民みんなで今後どうするかを検討するんだというところで、この整備基本構想の検討に入っているわけでございます。それが出たところで、皆さんと一緒に検討したいというふうに考えております。

小中一貫校、それはなぜかと申しますと、2017年に義務教育学校が確かに新しく出来ました。その制度になりましたけれども、全てそこに行けということではなく、地域の実態に合った学校制度、小学校、中学校でいいんじゃないか、いや9年間通した義務教育学校でいいんじゃないか、いや小中一貫連携したほうがいいんじゃないかと、色々な立場がございまして。関係、組み合わせが出来ますけれども、その中の一つに学校として認めるよという、教育法の第1条の学校として認めるよというのが義務教育学校だというふうに私は理解しております。

あと、多忙化の問題でございましてけれども、小中一貫校の多忙化を招くのではないかと話がありました。確かにそういう事実も出ていますけれども、私たち本町においては2学期制を導入したこと、それから校務支援システムを入れたこと、また、エアコンを、小・中学校、中学校今年入りますけれども、入れること、そして部活動も先程、過日スポーツ庁も出ました、千葉県教育委員会も出しましたけれども、1週の中で課業日には1日休みなさいと。それから土日の中では1日やってもいいけれども、週2日休みなさいと。土日活動には



3時間でとめなさいということが出ていました。本町では既にそのことを実施していますから、その辺の部活による多忙化というのは、きちっとそれが履行出来れば可能であろうというふうに思っていますし、ただ土日の試合があるというのは、まだまだ近隣の県の国等を含めた、そういう部活の大会等がありますから、そこまでなかなか及びませんが、それについては代休をとる形ですね、お休みをとること。それは教職員も子供の体も同じでございますから、健康維持からものがあるのかなというふうに、必要であるかなと思っています。まず学校には、それを履行することを願いたいと思っていますところでございます。

あと給食の無償化の問題で、子どもは大多喜も含めて色々な研究をさせていただいておりますが、教育委員会としての考えは、先程一部申し上げましたけれども、改めて申し上げれば、食への関心の低下、子育て意欲の低下につながるのではないかとということ、それから子供のいない世帯への理解が得られるかということ、所得に関係なく給食費を無償にするということは低所得者から徴収した税金を高所得者に回すことになるということもあるのではないかと、それから生活保護、準用世帯、保護世帯など給食費を含めて就学費用等無料の措置がされている現状があるということ等々から、この現状で考えて立っているわけでございます。

ご理解賜りますようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 一つはっきりしたのは、どう見ても、事実上白紙的に小中一貫教育をやりたいんだがという形で議論を求めていると。抽象的な議論ですよ、だから。という形で進めていいのかということなんですよ。

だから、私の言っているのは、例えば施設面では幾つかのパターンがこうこうありますよと。今建設をやっている道の駅の関連のところでは色々なパターンを出して財政上の問題をかなり細かく、細か過ぎるということはないですが、説明があってやったわけですけども、そこまでやれとは言いませんが、そうした基礎的な、つまりいい悪いは別としても、現在掌握出来る実態調査をやったりやって、こういうパターンがあります、こうですよということがない限り、私も質問のしようがないんですよ。そういうことが出て来るかなと思ったんですが、出て来ないということが一つです。

それから、教育内容についてですけども、ハードルの高いものにしますと。私は、では早期にどんどん難しい漢字をもっと覚えさせると、早目に早目にということが教育にとっていいのかという問題もあるんですよ。教育長は、私はかなりきちとした理念を持っていら

っしゃる方だと思いますが、大事なのは学力の面で言えば基礎学力でしょう。つまり、色々な、おっしゃったように新しい技術なり何なりが出たときに、そこの根本をつかんでいけば応用したりなんかが出来るわけですよ。ノーベル賞を取っている化学部門の方はみんなそうですよ。原則的なところをきちっと、だからそこを押さえる必要があると。ハードルを上げて、では全員がついていけるかどうかという問題もあるわけですよ、教職員の。そういう点で、私はハードルを高くしてやるという視点になるからいいというふうには余り賛成は出来ません。

それから、建物が老朽化するからこの一貫教育だと、これは本末転倒でしょう。建物は建物の問題でありまして、別に今のところに建て替えしたっていいわけでしょう、補修したって、どうなるかわからないけれども、いいわけだし、他のところに建ててもいいんだけど、それは一貫教育とは別の問題であります。どういうふうに活用するかは別としても、そういうことで進めようとする、余りにも安易な考え方ではないかというふうに思います。

それから、教職員の多忙化の問題、休みなさい、休みなさいといって休めるかどうかということなんですよ。もう先生は十分ご存じだと思いますが、教育者の基本的なもの、例えばお医者さんは何としても、この患者を生かしたいという気持ちがありますよね。先生は何か、子供の学力や様々なところを上げたいと思う。自分の身を削ってでもやりたいというところがあるわけですから、そういう問題を上から、いついつまでに休みなさい、いつまでに帰みなさいと言ったって、そうはいかないと。やはり多忙化のない一貫教育にするということになれば、県や国に強力な財政負担を要請するとともに、では最終的には町としても財政負担で教職員を確保するぐらいの、そういう腹構えがない限り、私はこれは難しいと思いますよ。こんな制度上だけでは絶対に進まない。まして、公務システムを入れたからなんていうのは、これは全然それで解決出来る問題じゃない、心の問題だからというふうに思うのであります。

それと、この問題で私は市原市のところも調査したんですよ。これは22の中学校区があるんですよ。それで、これは先生からご指導いただいてちょっと調べさせていただいたんですけども、21が施設分離型の小中一貫教育、これは一貫教育といえるかどうかというのもありますけれども、ただはっきりしているのは、1中学校の校区の中で加茂中学校でしたかね、それを改修して四つの小学校を統廃合して加茂学園を作った施設一体型の一貫校と。つまり、義務教育ということは、この当時まだなかったものですから、一体型の形にしたということで、174人の生徒数。とにかく広いところですからね、私も月出というところは知っており

ますが、山は登山をするような道、変な言い方ですけども、それから中学生なんかは自転車で通っているというような話、一部バスもあるそうですが、聞きました。

問題は、教職員体制では、校長の他に副校長を置いて、教頭2人置いて教務主任2人を置くという形で、一般的な定義よりもより充実した内容になっているんですよ。そうせざるを得ないと。だから、こういう点でも、これは特別な例なのかわかりませんが、例えばこうした体制を睦沢町でも設置をしてやるというぐらいの構えがあるのかという教職員の問題について言えば、思うわけです。

それから……

○議長（市原重光君） 市原議員、時間が来るから答弁出来ませんよ。

○12番（市原時夫君） はい、ではちょっとそれで終わり。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 申し訳ございません。

ですから、先程ちょっと途中だったかもしれませんが、睦沢町学校施設整備基本構想検討委員会というのがございます。そこで具体的に小中一貫教育導入のメリット、デメリットは何なのかとか、既存学校施設を維持する場合のランニングコストであるとか、それから一貫校の必要性であるとか、本町の目指す将来の園・小・中一貫のあり方等を検討しているわけでございます。それが今年度末に出ますから、それをもとに皆さんで協議し、その姿をあらわしていこうと。みんなの協議によって、みんなの合意によって作っていこうというがあるので、今ここでははっきり出来ないということでございます。

それからもう1点、多忙化の問題で、一つ私たちのほうから、教育委員会から学校側にお願ひしたのは、夏季休業中のお盆前後挟んで5日間、学校閉庁していただくということを考えております。土日を含む5日間学校閉庁、いわゆる先生方は完全休養、部活等もないという形で職員の休養をとらせていただこうと思っております。

それから、残念なことでありますけれども、今話していた市原のような校長1で副校長、教頭を入れる形はなかなか難しいです。それから町単独で教員を雇うことは、千葉県の中では出来ないことがありますので、難しさがあることは事実でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ぴったり終わりました。

これで、市原時夫議員の一般質問を終わりにいたします。

ここで10時45分まで暫時休憩といたします。

(午前10時33分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

(午前10時45分)

---

○議長（市原重光君） ちょっと申し上げますけれども、クールビズということでもありますけれども、どうしても我慢出来ないという人は、私のほうに申し出をしてください。お願いいたします。

---

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（市原重光君） それでは、一般質問を続けます。

次に、2番、久我真澄議員、どうぞ。

○2番（久我真澄君） 2番、久我真澄です。通告順に沿って、一般質問を行います。

まず、質問事項ですが、2点ありまして、1点目はふるさと納税について、2点目は公共施設の維持管理についてということでございます。

まず、1点目から伺います。ふるさと納税について伺います。

もとより、先の本年度第1回議会定例会における一般会計予算の総括質疑において、ふるさと納税寄附金額が前年度より減額予算となっているということに違和感があり、この点を質疑して参りました。このときの町長の回答は、現状を直視した中で本制度の魅力も評価しているもので、頑張っていきたいということでありましたので、今後この頑張りに期待を込めて再度ここで取り上げることにしました。

さて、ふるさと納税制度が始まって10年、この間、手軽に寄附出来る制度、寄附金に対する返礼品の充実、返礼品を比較紹介するネットのポータルサイトの出現等々により、全国自治体の寄附金受入総額は、ここ数年で年々倍増し、平成28年度には総額2,800億円に達しています。

また、個々の自治体の寄附金受入額においては、例として近隣のM市では、平成28年度で3,000万円、一方、K市では平成28年度で30億円となっており、自治体の取り組み方あるいは返礼品の品ぞろえなどにより、このような大きな格差が出る制度でもお思います。

昨今、自治体間の過大な返礼品競争と、納税者の格安なネット通販だとの認識から、ふるさと納税制度は開始当初の意義とはかけ離れたところで過熱しており、この問題は様々な報

道、メディアにより取り上げられているところがございます。

一端としまして6月1日、NHK番組の「首都圏情報ネタドリ！」において、題目「“お得”だけでいいの？10年目のふるさと納税」、これが放映されました。新聞では5月14日、「ふるさと納税、NPOに活力 地域課題解決へ、ネットで寄付募る」、3月21日は千葉日報で、返礼品ブーム急拡大、色あせる地域応援、このようなことで取り上げられております。

一方、総務省のふるさと納税ポータルサイトにおいて、ふるさと納税制度を生んだ思いが、またその意義が三つ掲げられております。これは町のホームページから2、3回のクリックで開きますので、既に見ておられる方も多いと思いますが、短い文章ですのでちょっと読み上げさせてもらいます。

まず、題目として「ふるさと納税で「地方創生」」、「ふるさと納税で日本を元気に！」という題目で「地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。」、住んでいる自治体とは都会の自治体です。「税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みが出来ないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入されました。」と書いてあります。

また、そのふるさと納税の意義についても書き及んでありまして、その意義の「第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。」ということであります。

このような中で、通告に書きました質問の要旨について伺います。

まず、第1点目は、ふるさと納税の睦沢町における現状はどのようなものかというのをここで確認するために、平成28年度、平成29年度の寄附金の総額、返礼品の購入総額、これにかかわる事務費・人件費等の経費の総額、主たる寄附目的要望の内容、選択された返礼品別

数量、これらの結果の分析を伺います。

2点目に、ふるさと納税制度は睦沢町にとってどのような制度と捉えているか、この辺を伺います。

3番目に、本制度に対する今後の取り組み方針はということで、以上の3点を伺います。

次に、2項目めですが、公共施設の維持管理についてということで伺います。

今後、睦沢町に限らず、国にとっても各地方団体においても、厳しい財政状況が続く中で、人口減少などにより公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要で、このことは地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で、不可欠であるとの見解が国より示されています。国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しく作ることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識で、インフラ長寿命化基本計画を策定しています。

こうした中、地方団体においても早急に公共施設等総合管理計画を策定すべきとのことで、この策定指針も示されております。このような背景、指針のもと、平成29年3月に策定された睦沢町公共施設等総合管理計画は長期にわたり有用かつ利活用すべき計画であると思っております。

続いては、質問の要旨に書いてある内容に移りますが、本計画の推進に当たり全体を一元的に管理する実施組織は設置されているかどうか。

2番目に、本計画で定めた内容を毎年度、進捗状況や取り組み成果を把握、検証しているかどうか。

続いて、計画期間15年にわたる基本計画であると、このような長期基本計画は議会の議決事件とする考えはありますかということです。

3番目に、施設の移転や統廃合を進めるには、住民との問題意識の共有が欠かせないと思いますが、どのような方針で臨むのですかということです。

最後に、受益者負担の適正化なども進めるのかということで、以上でございます。

これで、第1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我眞澄議員のご質問にお答えいたします。

最初に、1、ふるさと納税についての寄附金額や返礼品等の数についてのご質問にお答えいたします。

平成28年度及び29年度の比較となりますが、寄附金総額につきましては、平成28年度は4,198件で7,170万4,110円、平成29年度は高額寄附者がいたこともあり、2,548件で1億7,264万6,899円でした。このことは、既にご報告させていただいておりますが、睦沢町の発展のために寄附をいただいたものであり、その使途としての「スポーツツーリズムの推進」に活用することとしたものでございます。この寄附を除いた件数は2,526件で377万3,100円（33ページで3,773万1,000円に訂正）となります。

続いて、返礼品購入総額につきましては、平成28年度が5,609万1,528円、平成29年度が3,381万3,975円で、件数の減少により減額となっています。

次に、事務費・人件費など経費の総額につきましては、返礼品購入総額を差し引いた経費総額で申しますと、平成28年度が316万8,260円、29年度は244万4,717円となります。

次に、主たる寄附目的要望の内容につきましては、現在の寄附申出書の寄附の目的欄に記載のあったもので申し上げますと、福祉、教育、子育て支援、農業振興、地域の活性化などが主なものとなっておりますが、記載をいただいた方の割合は平成29年度で1.7%になります。

次に、選択された返礼品別数量につきましては、主なものとして平成28年度は、むつぎわ米コシヒカリが1,400件、むつぎわ米ふさこがねが1,193件、ゴルフプレー券が733件であり、これに対し平成29年度では、むつぎわ米コシヒカリが563件、むつぎわ米ふさこがねが1,014件、ゴルフプレー券が710件でした。

次に、結果の分析につきましては、平成29年度寄附金総額は、先にも申し上げましたとおり、高額寄附者がいたことから増額となっているものの、寄附件数を見ますと寄附者は減少しております。平成29年度は体験型やオリーブオイル、日本酒（睦水）など新たな返礼品を加えております。

2点目のふるさと納税制度は、睦沢町にとってどのような制度と捉えているかと、3点目の本制度に対する今後の取り組み方針については、関連がありますので、併せてお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、睦沢町を全国へPRするために有効な手段だと考えておりますし、本町の政策を実現する手段として、重要な役割を果たす制度でもあると考えております。

本制度の創設当初は、返礼品に対する方針等も曖昧な点もあり、各自治体はPRに傾倒する傾向があり、制度の本質とのかい離が指摘され、総務省も返礼品3割という基準を示し、本町もその方針に沿い、見直しし、新たな返礼品の追加などをして参りましたが、先程お示

しました寄附金額になっております。

ふるさと納税につきましては、今までの議会答弁の中でもお話をさせていただきましたが、制度の本来の趣旨を踏まえて、引き続き町のPRの場として進めて参りますが、返礼品の魅力での寄附という場から、町の進める事業への支援に向けての自治体のクラウドファンディング制度も検討して参ります。

この制度は、事業への寄附となりますことから、本町の実情に応じた工夫と魅力あるものでなければなりませんし、事業の趣旨、内容と明確な使途を寄附する方とお約束することとなりますので、既存の事業も含めて確実な事業推進が得られるものについて進めて参りたいと考えます。

議員ご存じのとおり、ふるさと納税制度は一つの岐路にあります。国も制度創設からの見直しと変遷がありますが、自治体もふるさと納税による財源確保は魅力あるものであると同時に、その自治体の責任と良識のある対応を国は求めております。今後、ふるさと納税の募集について、地域の課題や将来のまちづくりを見据えて、納税者の共感を得るよう使途を工夫し、明示するとともに、進捗状況や成果をお知らせするよう取り組んで参りたいと考えます。また、ふるさと納税をしていただいた方との継続的なかわりを大切に、町との交流の輪が拡大するよう、努めて参りたいと存じます。

よろしくご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2、公共施設の維持管理についてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の策定については、総務省より平成26年度に「公共施設等の総合的かつ管理の推進について」の要請により策定の徹底が示されたことにより、全ての自治体が平成28年度までに策定したものと理解しており、本町においても実施したものであります。

ご質問の1点目、本計画推進に当たり、全体を一元的に管理する実施組織は設置されているのかと、本計画で定めた内容を毎年度、進捗状況や取り組み成果を把握、検証していくかにつきましては、新たな組織を立ち上げるものではなく、既に総務課財政班にて一元的管理を行っており、今後の進捗や成果についても固定資産台帳などの更新を行いながら、検証を進めて参りたいと思っております。

2点目の計画期間15年（2031年）と長期にわたる基本計画である。このような長期基本計画は議会の議決事件とする考えはと、3点目の施設の移転や統廃合を進めるには、住民との問題意識の共有が欠かせないと思うがどのような方針で臨むのかにつきましては、本町の公共施設の最適な配置を検討することであり、まちづくりのあり方にかかわることから、個別



施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、計画策定の段階で情報提供等を行うことが望ましいと考えます。

今回、議員各位には素案をお示しさせていただき、パブリックコメントの期間も設けておりますが、より丁寧で慎重な対応に努めて参ります。

4点目の受益者負担の適正化なども進めるのかにつきましては、公共施設の利用状況については、決算において報告をさせていただいておりますが、施設の使用料等については、その施設の管理経費や備品等を考慮し、見直しをしていく必要が、実際には利用する方への配慮もあることから、利用が少ないからすぐに廃止することは出来ません。議員ご質問にもあるように、住民との問題意識の共有を図りながら個別計画を進めていくこととしたいと考えます。

なお、本計画の策定は一つ一つ施設が個別に課題を抱えていることの総体的な方針を示したものであり、国の定める「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体の行動計画であることから、国の事業を活用する試金石でもございます。

今後は、各施設が本計画を踏まえて施設や道路等の個別について、具体的な方向を示す個別施設計画を検討し、作成することとなります。本計画の主たる目的であります公共施設の老朽化に伴う更新、人口減少や少子化、高齢化の進行による公共施設等への住民ニーズの変化などの要因による財政への大きな負担の軽減、平準化を図って参ります。

よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

失礼しました。間違えてお話ししたようですので、訂正をさせていただきます。

スポーツツーリズムの推進に活用することとしたもので、この寄附を除いた件数は2,526件で3,773万1,000円ということで、訂正をお願いしたいと思います。

すみませんでした。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、ふるさと納税の件に関してですが、あらかた町長のお答えは当然のことであるかなと感じております。その中で、ふるさと納税の方針ということでございますけれども、現在、睦沢町のふるさと納税のやり方を見ますと、もう明らかといいますか、寄附の申込書に触れるわけなんですけれども、現在の寄附の申込書というのは、いわゆるカタログ通販のカタログそのもののような申込書になっております。1万円寄附すれば、これとこれとこれが返礼品です、2万円寄附すれば、これとこれが返礼品ですと、そういうことのみしか書いていな

い状況にあります。

一方、今回、埼玉県 of 越生町、そこのふるさと納税の申込書を見ますと、返礼品のことは一切触れておりません。越生町では、こういう事業をやりたい、こういう事業をやりたい、こういう事業をやりたいと事業別に書いて、それに賛同してくださいというお願いで申込書が出来上がっております。

これは町の品位というんですか、合理的な考え方というんですか、その辺が如実にあらわれた寄附の申込書だと思うんですけれども、この辺は先程の回答の中の方針を示された中では、今後変えていくものと期待しておりますが、それと変えていく中で、ちなみに睦沢町は平成28年度で7,000万の寄附金、対して越生町の寄附金というのは、数百万だったかと記憶しております。

つまり、純粋にその町の応援をするということで前面に出した場合は、寄附金額が集まらないという現実、これは前回の議会のときに町長にお答えいただいた二極化しているよと。要するに、端的に言えば、物欲と純粋に自治体を応援するということに分かれているよという見解そのものだと思っています。

しかしながら、両方同時に進めるということは十分可能なわけですので、是非、睦沢町の賛同を得られるような事業内容をふるさと納税に呼びかけるということで、お願いしたいと思えます。

今回、むつざわプロモーションプロジェクトということで、睦沢町の宣伝をするということでございますけれども、ふるさと納税の宣伝サイト、ネットのポータルサイトなんかを見ますと、これは全国展開し、さらに今、過熱している状態でもありますので、その宣伝効果は全く異なるほど違う、差があると。ふるさと納税に呼びかけることによって、広く睦沢町のことが知れ渡る。こういうチャンスがある、機会があるということで認識していただければ睦沢町の宣伝にもなるし、今後の将来の姿もこのふるさと納税を通して見えてくる。

要するに、町の中だけではなくて、全国の皆さん方の思いも反映しながら、またこの町から出ていった方々の思いも反映しながら、町の運営も出来ると。最後に、町長の回答の中にもありましたように、長い付き合いの中でやっていくことが出来ると。さらに、ふるさと納税の実行効果として寄附金も得ることが出来る、事業の費用も得ることが出来ると。これは何も言うことなくいいことだらけでして、悪いのは、ふるさと納税を行う人たちが住んでいる自治体、ここは税金が減ることだけでございます。是非とも、ふるさと納税を活用するよう今後の頑張りに期待いたします。

次に、公共施設の維持管理でございますけれども、これは先程の全体を一元的に管理する実施組織が設置されているかとか、進行状況、取り組み状況を把握して検証しているかということは、この公共施設等総合管理計画の中に既に記載されております。これがやられているかどうかという質問でございました。

また、一方、素案づくりということで、昨年2月議会で、素案ということで議会のほうにも配付されておりますけれども、それは配付されただけでございます。そして、現在はどういうことになっているかという、制定されたはいいけれども、町のホームページの一角の中にしまわれた状態になっているのではないかなど。とても活用されている状態ではないかなどという疑問があったので一応お聞きしたんですが、その辺、どういうことで利活用しようとしているのか、その辺のことを再度お聞きいたします。

また素案についても、この事業についても今後、議会、住民に丁寧に説明していくということでありましたけれども、丁寧に説明するのは当然のことといたしまして、今の状態ではネットが見られない人には何がどうなのかさっぱりわかりませんと。とても住民の理解を得るような、知らせるような状況ではないと。ついては現状の利用状況であるとか、今かかる費用であるとか、今後こういうことを改修していかなくてはいけないとか、その辺せつかくまとめてありますので、これを利用する方々にわかるように、また多くの方にわかるように、あらゆるチャンスを捉えて伝えていただきたい。

例えば、公共施設、公民館であれば公民館のところ、この公民館はこれだけの年間費用でやっております、利用数はこれだけです、こういうことをやっていますということでやっていただければ、利用者の方も、こんなに金がかかって場所を使うだけかとか、これはもっともっとやりたいんで、もっと費用をかけて立派なものにして私たちの活動の場を広げて欲しいとか、その辺の意見が出て来るし、公民館の建て替えになっても、その辺がわかっているれば話は早いと思います。

そうでなくても、広報なんぞを用いて公共施設だよりということで、今回は公民館を取り上げました。次回は、総合運動公園を取り上げましたということで、その実情を広報のシリーズとして毎回上げていくと、そんなような形でとにかく知らせる方向でやっていただきたい。これをしまい込んでおくんじゃもったいないという考えがありますので、よろしくお願いたします。

以上です。1点だけです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我真澄議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、ふるさと納税でございますけれども、先程も申し上げましたけれども、このふるさと納税をうまく活用するということは、睦沢町を全国にPRするための有効な手段という捉え方をしておりますので、これに基づいて当初はむつざわ米、皆さんが「ちばエコ」を認証した中で睦沢町のお米を売ろうということで、睦沢町の農業の主でございますお米という形を、特に主体的に捉えて実施してきたところでございます。

そういった中で、色々問題になってきまして、要は返礼品が余りにも高額過ぎて、ちょっと本来の趣旨と違うんじゃないかということでございます。そのようなことから先程申し上げましたように、町も国の示すとおりの3割以内にしながら、納税者の共感を得るような使途の工夫、そういうことを逆に明示するという方向に持っていきたいというふうに考えておりますので、議員のおっしゃるとおりだというふうに思いますので、そのように進めて参りたいというふうに思っております。

あと、公共施設の維持管理でございますけれども、これにつきましては、公共施設の利用状況等におきましては、先程も申し上げましたけれども、決算において報告をさせていただいておるところでございます。

また、個々の今後どうするか、改修するのか、改築するのか、取り壊すのかという問題については、その都度、個々にまた住民にも議会にも諮りながら、また当然、予算が絡んでくるということになりますので、そういった中で個別問題はそれぞれ、先程の学校問題もありましたけれども、そういう形でまたお示しをしながら、全体構想は全体構想として作ってございますが、その都度、個々に対応して参りたいというふうに思っておりますので、またその都度、ご意見をいただければ、また、あるいは計画にあるこの段階において、まだ町から何も言っていないけれども、こういう方向に持っていってほしいんじゃないとか、あるいはどうするんだろうというご指摘等もいただきながら、一緒になって進めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 最後に、またもう一点お伺いしますけれども、今の町長の回答の中でも、公共施設についてもその都度お諮りしながらやっていくという回答でございましたけれども、私が申したのは、その都度ということではなくて、常日ごろ使用者に訴えかけていくと。毎日でもいいから訴えかけていって、いざというときに統廃合をしなくちゃいけないと

いうときに、結論は早く出る。よく煮詰まっている状態が出るということを期待しての、広く知らしめるということでした。広報等にもシリーズで入れたらいいんじゃないかとか、そういうことを申し上げたところでした。

あともう一点、長期基本計画の議会の議決事項として条例の中に入れたら、考えはということですが、現在、議会の議決事項として条例の中に記載されているのは、町民憲章、これの改廃それだけです。事実上、あってもなくても同じような内容です。

前回にも睦沢町の人、町、5年間計画の総合計画としても、これも議会には相談はしたけれども、全体会議とかそういうところで相談はしたけれども、議会の中で色々、いい悪いの討論は、採決はなかったと聞いております。つまり、総合計画を立てたときに議会に諮るか諮らないかというのは、条例で決めるまでもないですけども、せめてそのときの議会運営委員会にどうしようかぐらいの相談は、今まであったかどうか分かりませんが、あつてしかるべきだなと、こういうふうと考えておりますので、今後ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我眞澄議員の再度のご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

それこそ、公共施設の管理計画につきましては、先程申し上げましたように、素案は議員各位にお示しをさせていただき、なおかつパブリックコメントという制度も活用しながら公表をしているところでございます。

そのようなことで、先程も申し上げましたように、またこの総合計画等につきましては、全員協議会という場を持って、議員の皆さんにお示しをし、ご意見をいただいたというふうに私は思っておりますので、今後もそういう形で実施していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これで、久我眞澄議員の一般質問を終わります。

---

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、丸山克雄議員、どうぞ。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

本町の奨学資金貸付制度は、昨年3月に改正されました。主なものは、貸し付け対象者を大学、高等専門学校、専修学校の専門課程に在学する者とし、修学費は月3万円以内、就学支度費は30万円以内と増やしました。基金は2,200万円、今は静かに出番を待っているということでもあります。対象者への周知、これはどのように行われているのか、お伺いします。

今の学生に奨学資金は必要ないのかといいますと、決してそんなことはありません。毎月の費用は、大学で100万円単位、200万というのもあります。専修学校でも同じようか、それ以上のところもあります。日本学生支援機構や、日本政策金融公庫、金融機関の教育ローンなどへの需要は続いております。また、千葉県の社会福祉協議会、こちらでも教育支援を行っておりまして生活福祉が前面に出ておりますが、この千葉県社会福祉協議会が行っている生活支援を含めた教育支援費の貸し付け件数は、全国で5本の指に入る実績だそうであります。民生委員さんなどがしっかりと状況把握をされているからこそだと考えます。

奨学資金は福祉的側面もあり、利用しやすさも大切ではないかと考えます。そこで2点、提起いたします。

一つ目は、連帯保証人の件です。

二つ目は、返還、免除の件であります。貸し付け対象者の条件に連帯保証人があります。2名の資格者が必要とのことですが、最近は金融機関からお金を借りる、あるいはアパート、マンション等に入居する場合、人的な保証人はつけないで、保証機関が保証する傾向になっております。連帯保証人を引き受ける人は1人目は可能でも、2人目以上を受けることは渋るものであります。また、同じ人に依頼が集まる、そういう傾向もあります。連帯保証人が見つかりにくい状況ということもあります。日本学生支援機構や、社会福祉協議会の保証人制度は、もっと緩やかであります。奨学資金を利用しやすくするためにも、連帯保証人の条件を緩和してみてもいいかありまじょうか。

さて、本町では若者定住を推進しており、子育て支援の充実とともに、人口減少の緩和に効果を発揮しております。奨学資金利用者が修学を終えて、本町に一定期間居住し、消防やボランティア活動で地域に貢献していただければ、実にありがたいことでもあります。地元貢献するような、一定期間の居住の奨励を奨学資金の返済免除という計らいで出来ないものでありまじょうか。定住促進とリンクさせる視点で考えていただきたいと思ひます。

奨学資金利用対象者への周知、連帯保証人の条件緩和、そして居住促進と返還、免除につ

いてご答弁をお願いします。

次に、学校トイレについてであります。

学校施設における大便器の洋式化は、様々な利点が多く、整備推進が望まれているところ  
であります。大人も子供も洋式トイレは今や標準であります。本町の睦沢小学校と睦沢中  
学校における大便器の洋式の比率は、この3月末時点で男子が80.6%、女子が45.7%、この  
数値を見ますと、女子トイレの洋式化率は決して満足な状態とは言えません。トイレを我慢  
して授業などへの影響はないのでありましょうか。大変心配するものであります。トイレの  
洋式化には多額の費用がかかり、改修が進まない理由もわかりますが、このような例があり  
ます。

愛知県豊田市、児童・生徒360人規模の小学校であります。トイレを和式から全面的に  
洋式に変えました。そうしますと、年間の水道使用量が800万リットルから385万リットルに  
半減し、年間の水道料金が264万円から127万円と半分以下になったわけでありま  
す。洋式ト  
イレの水の使用量というのは和式の約半分だそうですので、洋式が多いほど水道料金のコス  
トは下がるわけでありま

す。先程の例で申しますと、豊田市は、この学校は8年間で約1,000万のコストを下げるこ  
とが出来たわけでありま  
す。もちろん本町の事情にはそのまま当てはまらないと思いますが、  
長いスパンで見て、水道料金のコスト削減分を見て、一気に洋式化を進めるという考えもあ  
ると思います。何よりも現在通っている、あるいはこれから通うであろう睦沢の女子生徒に  
少しでも快適な学生生活を送らせてやりたいと願うところでありま

最後に、公衆無線LANについてお聞きします。

今や全国の各所で無料で情報を活用出来るW i - F i と称される機器が整備されてあり  
ま  
す。本町の公共施設でのW i - F i の整備、使用状況はどのようになっているのでしょうか。  
そして、W i - F i の今後の設置予定をお聞かせください。W i - F i は日常的には、観光  
など情報発信に活用出来、緊急時の災害用では大きな力を発揮します。避難所となる学校施  
設では必要な機器となりますが、学校では教育用と災害用に両立出来る機器が望まれると考  
えま

す。学校現場では、現在ICT教育が進み、タブレット使用の授業は着実に評価されてきてお  
りま  
す。国では先月、デジタル教科書を使用出来る法案が成立しました。デジタル教科書、  
これは視覚障害や発達障害などで通常の学習が困難な児童・生徒に有効とされてありま  
す。紙の教科書に沿った内容で、来年の4月1日が施行、2020年度から本格導入との方針であり

ます。

今後を見据えて、学校施設でのW i - F i 導入は教育用と災害用の両立型を進めてはいかがでしょうか。見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

私からは最初に、3、公衆無線LANについてをお答えし、1の奨学金についてと2の学校トイレについては教育長からお答えをさせていただきます。

まず、3、公衆無線LANについての1点目、本町の公共施設のW i - F i の整備と使用状況は役場庁舎と町中央公民館には無線LANを整備しており、来庁舎や来館される皆様に幅広くご利用いただいております。

また、災害が発生した際、電話回線の混雑やインターネットの通常利用が制限され、使用が困難となった場合でも、無線LANはつながりやすい通信手段であることから、その有効性は高く、避難所の情報提供等に活用出来るものと考え、平成25年度に睦沢中学校と旧瑞沢小学校の体育館に災害時でも使用出来る無線LANを整備しており、今年度、睦沢小学校の体育館に無線LANを整備いたします。

2点目の学校に整備するW i - F i は、教育と防災を両立出来る機器が必要と考えるが、導入計画はどうかというご質問でございますけれども、学校の教室においてICT機器を用いて授業を行う場合、児童・生徒の個人情報が教職員の校務を含むW i - F i の回線となります。なお、今年度に睦沢小学校の体育館に整備するW i - F i の回線は、災害時に利用するための目的で設置するもので、広く一般に誰もがアクセスすることの出来る回線であるため、それとの併用は情報漏えい等の危険もあることから難しいと考えています。

また、本町の小・中学校では、ICT機器の更新を5年ごとに行っており、パソコン教室を中心といたしました新しいデジタル機器の導入をしております。現在の機器は、平成26年度に整備しており、平成31年度にICT機器の更新を計画しておりますので、その際には社会・技術の進歩に応じた教育上求められるICT機器の能力等を勘案して、適切に導入機器の機種等を検討して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。



まず、1、奨学金について、本町の制度では平成29年3月に奨学資金貸与の対象範囲を学校教育法に規定する大学、または専修学校等として貸付金額を月額3万円に見直させていただきました。

1点目の奨学資金利用者への周知はどうかというご質問でございます。町及び日本学生支援機構のホームページや、町広報紙により制度利用の促進に向けて周知を図っているところでございます。また、これを改正するときには民生委員にも説明をして参りました。今後は、本町の中学校を卒業して進学した高等学校に案内を送付し、勉学に意欲ある生徒が一人でも多く基金を活用出来るよう、取り組んで参りたいというふうに思っております。

2点目の保証人の条件を緩和してはどうかというご質問でございます。連帯保証人については規則で2人と規定し、身元が確実な成年者で、1人は申請者を監護する保護者等としています。奨学資金の貸し付けを受けた者が災害、または疾病等の理由により奨学資金を返済出来ない場合の猶予、または免除を認めております。しかしながら、やむを得ない理由がなく返済しない場合は、監護する保護者等が保証するべきであると捉えていますので、現状を維持していきたいと考えております。

3点目の利用者が一定期間、睦沢町に居住し地域貢献した場合、返還の免除出来る項目を追加してはどうかというご質問でございますけれども、本町の奨学金については、基金により運用していますことから、財源に限りがございますので、給付型については本町の奨学資金制度では難しいと考えております。奨学金については、国や日本学生支援機構の動向を注視しながら、必要に応じて給付型を含めて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2の学校トイレについては、睦沢小学校と睦沢中学校のトイレ洋式化について、洋式化で水道コストを削減し、女子トイレを男子レベルの洋式化率に引き上げたらどうかというご質問ございました。洋式化することにより、削減出来る水道量を試算しましたところ、小・中学校の合計で本町においては年間440立方メートル程度抑制することが出来ると考えられます。これにより、1立方メートル当たりの水道料金を掛けますと、年間約12万円程度の削減となりますが、改修費用をカバーするほどには至りません。

小・中学校のトイレの洋式化につきましては、これまで徐々に進めて参りまして、昨年度は、小学校体育館トイレの改修に伴う洋式化を実施し、今年度は中学校体育館トイレの一部洋式化を予定しております。

女子トイレを男子トイレの洋式化率と同程度に一気に洋式化するには、約20基の改修が必

要となります。トイレの設置状況によっては便器だけでなく、床やドア等の改修も必要となることから、学校施設の大規模改造に係る交付金等の活用も考えられますけれども、老朽化する校舎全体の方向性を検討し始めたところであり、慎重に状況を見極めながら、洋式化を検討して参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 奨学資金の周知の仕方なのですが、対象が高校、大学、専修ということで、高校生の場合だとまだしやすいんでしょうが、その辺の把握をもう少し詰めていただければと思うんです。この対象になっている利用者、専修学校もいらっしゃるわけです。その専修学校というのは資格、実生活に基づいた近い資格を取るというのが多いわけです。

したがって、そういった資格者、例えば看護師とか介護福祉士、理学療法士、歯科技工士、保育士、栄養士、美容師、自動車整備士、建築士など生活に根差した資格ですから、就職というのは割とこの近辺に行くパターンが多いと思うんです。決して海外に行くとか、東京に行くというパターンはないと思いますので、こういった専修学校の学生さんにもきちっと周知されますと、結構年間100万、200万かかっていますから、やはり必要とされていると思うんです。

そういった学校を出られた方、専修学校は、この近辺、特に睦沢に住んで近くに就職するとか、あるいは自分で会社を起こすとか、そういったことにもつながるわけですから、是非ともそういった見方も増やして、出来れば先程給付型は基金では難しいということでもありますので、そうであるなら基金以外の道でこういった町に貢献する、学校を卒業して町で頑張るといふ、そういう人への見返りというのは変ですけども、インセンティブといいますか、そういった対応も視野に入れていただきたいと思っております。

それから、トイレなのですが、今現在、確かに先程学校は女子が45. 幾つですけども、中学校だけで見ますと、実は女子トイレは32基ありますが、このうち洋式というのはまだ12なんです。20が和式だそうです。つまり、12ということは、例えば一つの部屋に五つか六つあるとしますと、わずか二つ位しか洋式がないんです。残りがまだ和式なわけです。つまり、女子中学生のほうが余り洋式化の恩恵を受けていないわけです。そういった面が見られるわけです。

教育委員会の中には、各トイレの図面とか、そういったものはあるんでしょうか。そうしますと、例えばこの部屋でこれだけ洋式化すると、一つ余分だからこうするとか、そういっ

た基本的な計画が立てられると思うんです。もちろん、中学校は特に耐震の関係で、10年以上使えるかどうかという心配もあるわけなんですけど、それにしても、そこまで待つということもかわいそうですし、大体5年位で新しい学校になるかという、そういうこともないわけなんです。

そういったことを考えますと、やはり出来るところから、少なくとも女子トイレの中学校は、是非とも、例えば今20、和式がまだありますので、これを10にすれば7割位になるんです。そうすると、7割ということは大体一つの部屋でほとんど、五つ、六つあったら、四つ、五つが洋式になるわけですから、そうすると生徒さんもすごく快適になると思うんです。そんなことも含めて、その辺の計画なり、それをちょっと後で結構なんですけど、作っていただければと思いますので、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 奨学金については私のほうから、またトイレについては課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

奨学金の利用者への周知でございますけれども、今、現状は高等学校に在学する子供たちが大学、または専修学校、短大へと進むわけです。その子供たちに周知する方法ということだと思っておりますけれども、これについては、今現在では進学している子供たちは、公立学校は10とか、私立は6校に子供たちは通っていますけれども、その辺についてはこれから周知をしていくことをさらに広めていきたいと思っておりますし、周知の方法についてもリーフレットを作るなり、その辺に町の子供たちへきちっとわかるような、制度がわかるような方法でのことを検討していきたいというふうに考えております。

また、給付型の問題がございましたけれども、これは財政の絡みがありますので、委員会独自の判断で申し上げられませんので検討していくわけでございますけれども、今日の新聞でもありました年収300万までの段階的軽減でありますとか、その辺も絡みながら、私どもは検討していきたいと思っておりますし、そういうところでございます。

国の動き、文科省、それから高等教育の無償化言及の議論等が今出ていますから、その辺もきちっと見ていけたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

中学校の女子トイレの改修の関係でございますけれども、やはり今年度、先程も答弁のほ

うで申し上げましたが、体育館の中の女子トイレの洋式については計画をしております。しかしながら、中学校校舎のほうの洋式につきましては、確かに小学校の女子トイレの洋式に比べると若干少ない状況であるのが現状でございますので、トイレの改修を一気にというようなお話もございましたけれども、実際に中学校の水道料につきましては、年間40万円ほどでございます。そういった中で、水道の軽減が改修の費用に値するかというところで、ちょっと難しいところもありますので、今後の建物全体の改修の関係もございますので、学校の生徒あるいは教職員の意見も聞きながら、少しずつ改修のほうは進めるような形で検討して参りたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

また、先程トイレのほうの図面ということですがけれども、図面につきましては、教育委員会のほうでも持っております。

○議長（市原重光君） いいですか。

丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 水道料金のコスト削減でということで強調したので、そのことが頭にあるのかもしれませんが、中学校の女子トイレは水道料金うんぬんじゃなくて、やっぱりいかに子供さんが学校で快適に過ごせるか、能率よく学習出来るかとか、そういった視点も大事だと思うんです。このままいって、年間2、3基ずつやりますとっていったら、10年たつたってやっと20、全部いかないわけですよ。学校がなくなるまで何もしないのかと、そういったことじゃかわいそうじゃないですか、やっぱり。男子が80いていて、何で女子が40幾つですか。やっぱりこの辺は、別にバランスをとるということではないですが、もう少し生徒の気持ちをやっぱり酌んでやって、計画を作って進めて欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） ご答弁を。

今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

私どもも同じような考えを持っておりますけれども、一つは率でいくと、これはおかしいぞと言われるかもしれませんが、便器の数なんです。女子便所の、いわゆる大便器の数との問題もありますので、実質的には低いのかなと思います。

あとは、先程課長が申し上げましたように、今、子供たちの声として確認をしておりますので、そうしたら重点的に順次いくことについては考えています。緊急なものは、体育館の防災の関係からの小学校の体育館の便所と、今年は中学校でありましたので、今、取り組

んでいるところでございます。また、公民館のほうでもやっておりますけれども、その辺は順次取り組みについては考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） これで、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

（午前 11時46分）

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催をされております。

内容について、11番、中村 勇委員長から報告願います。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 議会運営委員会より報告を申し上げます。

先程の休憩中に、正副議長室において、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取り扱いについて協議を行いました。その結果、意見書提出に係る発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

（追加議事日程、発議案配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） それでは会議を続けます。

---

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

13番、田中憲一議員、どうぞ。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。田中でございます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、我が町、睦沢町を担っていく子供や子育て世代に関する内容になります。教育については、重複するところがございますが、重要なところでございますので、よろしくお願いいたします。

睦沢町だからこそ対応すべきことや、一般的に対応しなければ遅れをとってしまう内容です。町側の建設的なご答弁をよろしくお願いいたします。

我々がしっかり町の名前を言わなければならないと思い、あえて強調させていただきました。睦沢町の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きく三つについて質問させていただきます。

睦沢教育についてでございます。

睦沢町学校施設整備基本構想検討委員会が、昨年、本年と開催されていますが、現段階での進捗状況はどうか、睦沢の環境や地域性は、ソフト、ハード面にどのように取り組まれているかでございます。

睦沢町教育振興基本計画の重点、5つの矢として、その一つである確かな学力と自立する力の育成の項目には、こども園、小学校・中学校の連携を図り、円滑な移行・接続を図るとあります。睦沢教育としては、今までも連携、連絡はとりながらの教育をしているところだと認識をしておるところでございます。

改めてお聞きいたしますが、この睦沢町学校施設整備基本構想検討委員会では、地域性や睦沢教育の今までの取り組みなどを十分理解されているメンバー構成になっているのですか。そして、昨年、今年と会議を開催しているのですが、具体的に検討内容はどこまでを検討するようになっているのですか。現段階では、どのような内容が検討項目になっていますか。

最終的に、どのような結果というか選択肢が出されるか、ソフト面、ハード面、おののについてお答えをお願いします。

続きまして、二つ目でございます。

納税について。税金等の支払いをコンビニエンスストア等で行えるようにすることで収納率が高くなると思うが、町としてはどう考えるかということでございます。

長生郡市内では、コンビニ等で支払いが出来ない自治体は睦沢町だけだと思いますが、千葉県内では、コンビニ等で支払いが出来ない自治体は何カ所ぐらいあり、どのような状況になっているか、まずはお聞きをいたします。

この案件については、私が議会にお世話になる前だと思いますが、以前にも検討されたことがあったとお聞きしましたが、当時、検討されて、なおかつ取り組めなかった理由は何にあったのでしょうか、お教えをいただきたいと思います。

続きまして、三つ目、子育て支援制度についてでございます。

子育てに優しいまちづくりを目指している当町において、子育て世代包括支援センターを設置する考えはないかということでございます。

睦沢町のホームページの定住・移住促進ページには、のどかな町でいきいき子育て、子育てするならむつざわ、そして、子育て・教育支援カレンダーがそこには記されています。妊娠中から18歳までの様々な経済的支援や子育て支援、教育支援が表記されているわけですが、それぞれの問い合わせが多く、機関でかかわっているため、連絡先が7箇所もついているところでございます。

町では、課や部署の枠を超えてチームを編成し、縦割りではなく、横の連携のとれた運営に努めているとよく言われますが、子育て支援制度については、担当機関による切れ目のない支援を行うべきですし、対象者に優しいワンストップ拠点として、センターを確立すべきだと考えております。小学校では今、学校運営協議会が発足し、連携の枠を広げようとしている、今がまさにセンターを設置するにはいい時期なのではないかと思うわけでございます。

このセンターについて、千葉県内、近隣市町村での設置の状況はどうなっているか。睦沢町は子育てに優しいまちとうたっておりますので、先進地であるべきだと思います。この子育て世代包括支援センターの設置についての町としてのお考えをお聞きします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員のご質問にお答えいたします。

私からは、最初に、2、納税についてと、3、子育て支援制度についてをお答えし、1の睦沢教育については教育長からお答えをさせていただきます。

まず、2、納税についての税金等の支払いをコンビニエンスストア等で行えるようにすることで収納率が高くなると思うが、町としてはどう考えているかというご質問でございますが、町税の収納につきましては、納税者にそれぞれ税目ごとに納税通知書を送付し、その納税通知書を役場窓口及び金融機関に持参し納付していただくか、口座振替の方法により対応しております。

また、年金受給者については、町民税は年金特別徴収の制度を適応し直接年金から振り込まれております。特に納付忘れのない口座振替の推進に力を入れております。

議員ご質問の税金等の支払いをコンビニエンスストア等につきましては、町外就業者が多いこと、仕事が忙しく平日昼間に金融機関や行政の窓口に出向きにくく、うっかり忘れたという未納者も多い現状では、コンビニエンスストアでの納付は、住民サービスや収納率向上の観点からも、また納税者の利便性を高めるよい納付方法と考えております。

県内のコンビニエンスストア活用状況ですが、50市町村で実施をしており、長生郡市では、長柄町が平成30年4月から実施しており、睦沢町のみ未実施となっております。

本町においては、平日窓口に来られない方を対象に、毎月第4日曜日の開庁日に納付を行えるようにしております。

人口減少の中、導入経費も多額なので、納税者の利便性・収納率向上の観点から、引き続き検討を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

導入に当たって、導入費用は約500万ぐらいかかるということで、これが唯一ネックになっているという状況でございます。しかしながら、先程も言いましたように、利便性がかなりあるということで、前向きに検討させてもらいたいなというふうに考えております。

次に、3、子育て支援制度についての子育てに優しいまちづくりを目指している当町において、子育て世代包括支援センターを設置する考えはないかというご質問ですが、国においては、母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センターを市区町村に設置することを努力義務とし、さらに平成32年度末までに同センターの全国展開を目指すとしております。

その背景には、近年のライフスタイルや経済社会の変化の中で、子育てを専ら家族に委ねるのでは、子育てそのものが大きな困難に直面することや、家族においては就業、家事、子



育てや介護に日々追われ、特に乳幼児期は親の負担が高まりやすいことが挙げられております。

また、インターネットの情報に振り回される親たちもあり、混乱や誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまずきのリスクも高まりがちであると言われております。

このようなことから、妊産婦や乳幼児等が切れ目なく必要な支援を受けられるようにセンターを設置するもので、設置には保健師や助産師、看護師といった医療職を1名以上配置することや、加えて精神保健福祉士、ソーシャルワーカー、これは社会福祉士等でございますが、利用者支援専門員、地域子育て支援拠点事業所の専任職員といった福祉職を配置することが望ましいと示されております。

また、センターの必須業務として次の四つが挙げられております。

妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること。妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。3、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。4、支援プランを策定することとなっております。

規模の大きな自治体においては、各部署が行う支援に関する情報の把握・連携なども難しいところがあり、専門部署や専門職の配置が必要と思われれます。

本町のような小さな自治体では、新たな人員の確保は困難な状況であります。しかしながら、小さいからこそ顔の見える関係が構築されており、支援内容を相互に理解し連携が行われております。

町では、必須業務のうち4点目の支援プランの策定については行っておりませんが、その他の業務については、現体制の中で既に複数の課にまたがるプロジェクトチームを設置し、情報の共有、協力・連絡体制の強化に努め、多くの事業を実施し切れ目なく必要な支援が受けられるよう努めているところでございます。

全国的に見てみますと、センターを設置していない自治体の7割以上が、人員の確保が出来ないことや対応の難しい事業として支援プランの策定を課題としております。

本町においても同じ課題を抱えておりますが、少ない人員の中で鋭意努力し住民の負託に応えて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中憲一議員のご質問にお答えいたします。

1の睦沢教育についての睦沢町学校施設整備基本構想検討委員会の進捗状況。環境や地域性、ソフト面、ハード面にどのように取り組まれているのかというご質問でございますが、昨年11月から始めました学校施設整備基本構想検討業務につきましては、平成29年度中は、学校施設の現状や上位計画などの関連性を把握するとともに、先進事例の洗い出しを行い、園・小・中一貫教育導入によるメリット、デメリットの整理を行いました。

そして、今年度に入り、ワーキンググループとして睦沢町学校施設整備基本構想検討委員会を立ち上げました。委員会の構成は、副町長を委員長とし、私、教育長が副委員長、そして総務課長、まちづくり課長、教育課長、こども園長、小・中学校長、また学識経験者として、学校経営学や教育経営学などがご専門の千葉大学教育学部の天笠特任教授と子供の成育環境の研究者である千葉大学大学院工学研究科の柳澤教授の計10名で構成しております。

4月16日に第1回目の会議を開催し、平成29年度業務において整理された先進事例や一貫教育導入によるメリット、デメリット等について、意見交換を行ったところでございます。

今後の予定といたしましては、7月に第2回目の委員会を予定しております。今後の施設整備に向けたロードマップや8月に予定をしております講演会、町民ワークショップ等についての協議を行う予定でございます。

次に、睦沢の環境や地域性は、ソフト、ハード面にどのように取り組まれているのかについてでございますけれども、まず小中一貫教育の取り組みでは義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校と大きく二つの類型がございます。また、施設形態も施設一体型、施設隣接型、施設分離型の三つの形態があり、全国の先進事例は、それぞれ地域の実情に即した多様な取り組みが行われております。

そういったところで、本町につきましては、小学校の再編により園・小・中各1校となったことで、ゼロ歳から15歳まで途切れることのない連続した教育を実践していく環境が整いつつありますので、小・中学校に園を加えた形で、一貫教育を目指しております。

教育委員会では、学校施設整備基本構想検討業務により洗い出された事例やメリット、デメリット、そして本町の課題を精査し、ソフト面について本町に合った、いわゆる睦沢らしい一貫教育に取り組むべく、熟議を行っているところでございます。

今後は、目指す一貫教育のあり方を明確にしながら、より確かにそれを実現していく形として、施設形態のあり方、また、建設候補地の検討や多方面からの評価などハード面に取り組み、併せて事業スケジュールを立てていく予定であります。

そして、平成31年度から、本業務において検討された資料をもとに議会や住民等への説明

をさせていただき、十分な協議を重ねた上で基本構想の策定を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） まずコンビニの支払いについてでございますが、毎月1回、日曜日、開庁日に納付を出来るように取り組んでいるというご答弁をいただきました。

納税者の利便性、収納率を考えたときに、ここは引き続き検討ではなく早速取り組んでいただくべきだと思うわけです。なぜならば、先程50団体では取り組んでいると、長生郡市でも長柄が取り組んで、取り組みをしていないのは睦沢町だけだと。共働き世代であったり、仕事の働き世代であったり、納付をすることに仕事を休んで来なければいけない、そんな時間を、またそんなストレスを与えるわけにはいかない。これがまさに真の住民サービスだと思いますので、そこは検討ではなく、早速いつまでには取り組むという、出来れば前向きな答えをいただきたいなと思っております。

導入経費がかかってしまうという、先程500万かかるという話がありましたが、この500万円の内容はどんなものなのか、また、取り組んだ初年度にかかって、その先は、コストは下がるものなのか、そこら辺を再度お聞きをいたします。

それと、子育て支援制度について、センターの話をさせていただきました。現体制の中で、プロジェクトチームで情報の共有、また連絡体制をとって、住民に対してしっかり対応しているというお話ではありましたが、今回も実際、この話を質問しようと思ったときに、どの課に持っていったいいかわからないぐらい、色々な課で、色々なところで、この子育て支援については担当をしているというか、持ち分があるものだと思っております。

本当に包括支援のセンター設置まではいかななくても、プロジェクトチームを組んでいるのが我々住民に見えないと。なので、例えば今の既存の課の中で子育て支援課は無理でしょうけれども、班であったりとか、包括出来る班を目に見える名前で班を持っていたら、住民もここに行けばワンストップで色々な行き先であったり支援であったりを紹介出来るというような取り組みをするべきだと思っております。

確かに、保健師であったり助産師であったりと、その人員の確保は、睦沢町として今、本当に難しいところなんだろうなと思っておりますが、今あるスタッフの中で班を確立することによって、住民の安心した窓口、ワンストップの拠点が出来るとは思わないかなと思うので、そこは再度、もう一度お聞きをしたいと思っております。

それから、睦沢教育についてということで、市原議員からの質問のご答弁にもありました。

小中一貫教育の取り組みでは、要はソフトの部分の取り組みでは、義務教育学校と小中一貫型、小学校、中学校の二つだと。そして、施設の形態、要はハードの部分では施設一体型、施設の隣接型、そして施設の分離型、この三つの形態があると。ソフトとハードの部分で二つと三つがあるわけです。

この小中一貫教育の二つある部分の方向性については、教育委員会であつたり教育のプロの先生方の部分で、地域性を踏まえて方向性を出されることに対して、これから協議を重ねていくべきだとは考えております。

この委員会の中に、副町長、また、教育長、各課長と地域に携わっている方々が十分入っていただけることについては、安心をいたしたところでございますので、十分その地域性を踏まえた中で、最終的には幾つかのパターンが示されると思うんですが、その示されることに対して、我々としても協議を重ねていけたらと思っております。

この問題は、個人的には、私もずっと教育関係であつたりとか、子供の安心・安全であつたりとかを議会にぶつけてきた一人としましては、自分なりに個人的な考えを持っております。教育の部分に関しては、これから色々、ソフトの部分に関しては、上がってきたものに対して、また、どういうハードがいいのかも自分なりに考えたいと思いますが、今の段階で、個人的には持っております。

最終的にハードの部分で決断をされていくには、町長の考えも、ここではとても重要な一つのポイントになると思うわけでございます。そこで、町長の考えが選択肢の一つになるかとは思いますが、現段階での町長の睦沢教育の方向性のあり方、もし考えがあるようであればお聞かせ願いたいと思っております。

それともう一つ、これだけ大きな事業、どういう形、ハードの部分で、一体型だ、隣接型だとありますけれども、それにしても多額な資金が必要になってくると思っております。今、学校建設、学校教育に対する基金はあるかとは思いますが、その財政的な計画はどのように考えられているのか、この2点をお聞かせ願いたいと思います。

2回目、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ご質問にお答えいたします。

まず最初に、コンビニエンスストアの関係でございますが、先程、大体初期投資費用が500万ぐらいかかるというお話をさせていただきましたけれども、これは納付書の様式が変わるのだそうで、そのための印刷機だとか、そういうものの入れかえが必要になってくると

というようなこと、それによりまして、事前準備費用として約500万ぐらいかかると。

その他に、契約金として、これは1回限りだそうですけれども、15万円プラス消費税、あと、月額基本料というのが1か月1万円、取り扱い手数料が1件当たり62円ということで、これはどうも通常の取り扱い手数料の2倍になるようです。ということは、コンビニエンスストアで扱って、それが今度は収納代理店、千葉銀とか、そういうところに行きますから、通常、銀行だけだったら三十何円のものが、コンビニも使うからその分が2倍になるということのようでございます。

そのようなことからですね、初期経費が今ほとんど、特に睦沢町は収納状況が悪いということが目に見えるようでしたら、そんなことには構っておられず、500万に構っておられず、即飛びつくということでございますが、先程も申し上げましたように、第4日曜日を使ったり、口座振替を大いに推奨しているところでございます。

これにつきましては、納付忘れ等がないと、残高だけ確認していただければいいということで、そちらにしておりますが、いずれにいたしましても、県内で一つか二つになってしまったという状況がございますので、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、子育て支援でございますが、先程もお話をしましたとおり、プロジェクトチームを設置しましてやっておりますが、これが外から見えにくいということで、やはり住民の利便性が一番だと考えますので、住民の目に見える形を模索して、また庁内で検討しながら見える形にしていきたい。これは、議員からも申されましたが、過去にも住民からもご指摘されておりますので、至急見えるような形に持っていきなというふうに考えております。

あと、睦沢教育でございますけれども、議員もご承知のとおり、鉄筋コンクリートの建物については60年というふうに言われております。既に睦沢中学校では、50周年が過ぎておりますので、50年を経過している。あるいは睦沢小学校においてもそれに近いということで、いずれ改築が5年、10年のうちに必要になってくるということでございますので、私としましては、義務教育学校なり一貫教育なり、そういうものが教育委員会が必要であるというふうに結論づけが、最終的に町民の合意になった場合に、どちらの方向でも出来るような形、そういうハード面において、学校の整備を進めて参りたいなというふうに考えているところでございます。

また、これについては、平成29年度に校舎の改築ということを見据えて、1億円基金に積み増しをさせていただきました。しかしながら、この1億円とは別に、睦沢小学校に至るに

従って改修費用といえますか、そこら辺も使いましたけれども、これとは別に1億円を積んで、今後も計画的に基金を積み増ししながら、この将来の、将来といっても10年以内という形になると思いますけれども、そちらに向かって基金をためていきたいというふうに考えておりますので、また、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） コンビニ納付は、もうやらなければいけないのだったら少しでも早く取り組んでいただきたいと思ひます。用紙の500万は、その内容はわからないですけれども、その先、初年度の投資金がある程度で、その先は手数料ぐらいであれば、本当に早く取り組んでいただきたいと強く要望するところでございます。

それと、プロジェクトチームで外から見えないという、前からも議員からも色々出ていますけれども、福祉課に行けば担当がいて案内していただけたらと思ひたら、担当が、改善センターに行っていないからまた来てくれとか、例えばそんな話が実際に近くからも聞こえてきますので、間違いなくここに行けばワンストップでという体制づくり、今のプロジェクトチームでやれるんだということであれば、その体制を再度見直し、住民が二度、三度と足を運ぶことのないように、二度、三度と連絡先が変わらないように見直しをしていただきたい。最終的には、人員の件もありますが、センター設置につながればと思ひますので、そこも要望をさせていただきます。

学校については、今開かれています委員会の中で方向性が出ると思ひんですが、我々もその方向性について、もっともっと勉強して地域性も考えなきゃいけないと思ひますので、途中経過報告とか、もし、わかるような形でお示しいただけるのであれば、その部分をお願いをして終わりにします。特に答弁は結構ですが、終わりにします。

以上です。

○議長（市原重光君） 答弁は要らないですか。

○13番（田中憲一君） 委員会の会議の内容の報告を上げることは可能なかどうか、そこら辺だけお聞きします。

○議長（市原重光君） 1点だけお願ひします。

○教育長（今井富雄君） 29年度中のが出ておりますので、出来ると思ひます。

○議長（市原重光君） これで、田中憲一議員の一般質問を終わります。

◇ 清 野 彰 君

○議長（市原重光君） 次に、7番、清野 彰議員、どうぞ。

清野議員。

○7番（清野 彰君） 通告順に従いまして、私のほうから3件質問させていただきます。

1件目は、終活問題の取り組みについて、3点ほどお伺いしたいと思います。

この問題は、最近クローズアップされていますので、ちょっとまとめたものをここでお願いしたいなと思います。

1点目は、高齢者が真剣に取り組んでいかなければならない課題があります。全国的に超高齢化が進んでいます。後期高齢者時代に入ると、身近な問題に対して予期せぬ事態が発生した場合、対応する内容が多くあり、対処に難しい問題が出て来ることが予想されます。このように、色々な事柄を想定した対応策が必要だと思いますが、考えをお伺いします。

個人個人、生活環境や家族環境が大きく異なることや、個人的に解決出来ない問題を抱えている方もおられるかと思います。町内は、団塊世代の世帯が多く、2025年ごろには、後期高齢者時代を迎えます。プライバシー保護の問題もありますので、明確な問題点を前面には出せないところがありますが、一般的な事柄についてはお知らせが出来ると思いますので、早目のPRが必要ではないのでしょうかというふうに思っています。

2点目も、1点目と同様に高齢者が早期に取り組んでいかなければならない課題の一つになります。町の人口減少で空き家や耕作放棄地が増えてきます。そして、そのままにしておくと、生活環境や自然環境が悪化してきます。都会からの若者は、現状を自分たちで作り変える志向が増えていきますので、若者定住に役立てることが出来ると思いますが、高齢化対策としての考えをお伺いします。

近年、若い人たちの考え方も変わってきました。新しい家ではなく古民家を求めているようです。テレビ番組でも紹介されていましたが、古い家を購入、または借り入れ、自分たちの好みで作り変えるというのがありました。これは素晴らしいことじゃないかなと思いました。後継者がいなくなる世帯が多くなってくると思いますので、今から、将来方向の手助けを考えていかなければならない時期ではないでしょうか。

2件目は、たい肥改良について、2点お伺いします。

1点目は、ブランド米についてです。インターネットで調べましたら、千葉県のブランド米として、いすみ米、長狭米、多古米、もう一つ、初めて聞く言葉でしたが、里山米マルコウの米、九十九里だそうです。町は、農業を基幹産業としていますので、ブランド化の改善

を強力に進めていく必要があると思いますが、考えをお伺いします。

これから耕作放棄地も増えてくることや、後継者不足問題も基幹産業に大きく影響してきます。農業の魅力は多方面にあると思います。ブランド米に特化することやハウス栽培等で安全・安心の野菜づくりで農業の活性化も魅力が出てきます。若い世代へ農業を基幹産業として発展させていくことが地域創生につながるのではないのでしょうか。

2点目は、たい肥改良についてです。

いすみ市では、有機農法に力を入れており、昨年はブランド米強化で、土着菌完熟堆肥センターを開設し、新しい試みの農業が始まっています。町で行っている有機センターのたい肥作りには限界があると思いますので、将来の展望について、たい肥についての考えをお伺いします。

有機センターのたい肥作りには牛ふんが使用されていますが、酪農家が少なくなっていることが予想され、たい肥生産に大きく影響が出て来ると思います。近年の酪農家も少ないことから入手することも困難ではないかと思えます。米づくりには大事なたい肥ですので、早目の方向性を出すことが農家にとって安心してもらえないのでしょうか。

3件目は、学校教育の取り組みについて3点お伺いします。

1点目は、中学生議会開催についてです。

昨年度、中学生議会が開催されましたが、開催は3年に一度と聞いています。中学生は、一番町に関心を持つ年齢だと私は思っています。毎年の開催にする考えはあるのでしょうか。その辺をお伺いします。

将来を考えると、中学生は、町に住み続けて欲しいと、考えを持ってもらえる大事な時期ではないのでしょうか。子供の観点を捉え、町政に反映することが見つければ大きな成果になると思います。出来事は年々変わってきますので、出来れば毎年での開催で進歩させていくことが望ましいと思います。

2点目は、小学生にも町政に興味を持ってもらうことです。これは、1点目と多少重複しますが、ちょっと私は視点を変えていますので、分けて質問させていただきます。

小学生にも範囲を広げて身近な議会との接点を持つ議会が必要と思いますが、お考えをお伺いします。難しく捉えず、方法は色々あると思いますが、子供の観点から町政への関心度を高める手段として必要ではないのでしょうか。議会にはこだわらず、色々な方法があると思えます。

3点目は、学力向上についてです。



学校等で新聞を教材として活用し、社会性豊かな青少年の育成や活字文化の発展を目的に、全国的に新聞によるN I E教育が展開されています。活字に興味を持ち、学力向上にも役立てることが出来ると思いますが、考えをお伺いします。

近年、スマートフォンやゲーム機が発達し、考える方向が偏ってきたように思われます。また、パソコン教育も入ってきますと、活字に対する思考力も低下し、間違った言葉を使うことも出て来るところがあります。実際の活字を見ながら話し合いをし、社会の動向等、新聞ニュースに触れることで、お互いのコミュニケーションが出来、学力向上に少しでもつながるのではないのでしょうか。

以上3件、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 清野 彰議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、最初に1の終活問題の取り組みについてと、2のたい肥改良についてをお答えし、3の学校教育の取り組みについては教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1、終活問題の取り組みについての1点目の高齢化が進み、身近な問題に対して予期せぬ事態が発生した場合、対応する内容が多くあり対処に難しい問題が出て来る。色々な事柄を想定した対応策についてと、2点目の人口減少により空き家や耕作放棄地が増え、そして、そのままにしておくと環境や自然が悪化してくる。都会からの若者は現状を自分たちで作り変える志向が増えているので、若者定住に役立ててはとのことですが、2点目のご質問も1点目のご質問と関連がありそうなので、併せてお答えさせていただきます。

終活とは、「死と向き合い、最後まで自分らしい人生を送るための準備をすること」と言われているようですが、まず個人が財産を処分することについて、行政はかかわることはないのですが、認知症等により判断能力が低下し支援が必要となる場合であれば、成年後見制度があり、町の地域包括支援センターで相談を受けておりますので、状況により活用していただければと考えております。

しかし、財産の処分方法や相続の手続がされず、2点目のご質問にある空き家や耕作放棄地が増えるということになると、さらにその管理状況が問題となれば、行政も対応しなくてはならない場合があります。

そう考えますと、そうなる前に、議員のおっしゃる若者定住に役立てるということも、終活の準備として、所有する財産を処分する方法として検討いただけることが対応策になろうかと思ひます。

この終活については、民間の事業者でも説明会等を実施しているようでございますが、相続問題などでは、町の法律相談を活用してもらうことや、空き家となってしまう前に、空き家バンクへの登録を相談してもらうことなど、何かの機会に町の広報でも、終活について取り上げてみてもいいかと考えますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、これとは別に、行政書士による無料相談会というものがあまして、内容については、相続だとか遺言、農地法の関係、成年後見制度などについて相談を、町の中央公民館で奇数月に実施しているということですので、是非ご利用をしていただきたいなというふうに考えております。

次に、2のたい肥改良についての1点目、ブランド米についてのご質問でございますけれども、むつざわ米は千葉県のブランド米といわれる米と比べても、品質また食味の面でも遜色のないものと自負をしております。特に安全・安心な米という点においては、減農薬、減化学肥料によりまして、千葉エコの認証を受けた米であることから、多くの消費者に支持されております。そこには、かずさ有機センターのたい肥の施用が大きくかかわっているものです。米のブランド化については、役所の広告力には限界がありますので、民間の力も活用しながら進めて参りたいと考えております。

次に、2点目のかずさ有機センターのたい肥についてのご質問でございますが、もみ殻たい肥は、酪農家の牛ふん尿の処理を行うことに主眼を置きつつも、良質なたい肥を作り出すことによりまして、資源循環型農業を確立するため、副資材としてもみ殻を選択したものでございます。この取り組みは先進的なものであったと考えております。

議員のおっしゃる有機センターでのたい肥作りに限界があるとすれば、今後、酪農家が減少していくことが予想される中で、かずさ有機センター自体の運営面と考えます。この点に関しても、米のブランド化同様に、民間の力を活用することも視野に入れながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜るようお願いを申し上げます。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 清野 彰議員のご質問にお答えいたします、

まず、3の学校教育の取り組みについての1点目、中学生議会を毎年開催する考えがあるかというご質問でございますけれども、中学生議会は、町制施行30周年の年に本議場において開催をして以来であり、昨年度は全ての中学生が参加出来ることを前提に、中学校の体育館を議場に見立てて行いました。

議員も傍聴いただいておりますけれども、中学生の視点で町の施策や町の将来について疑問や意見、あるいは提言を述べました。教育委員会では、生徒の提言を取り入れ、今年度予算に反映したのもございます。

さて、中学校の社会科では、学習指導要領に基づいた指導を行っていますが、その目標「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」と示されています。

そして、2年及び3年の社会科において、「私たちと政治」という内容で、地方自治の基本的な考え方について理解させることや、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てるための学習を行っております。

そこでは、住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治的な仕組みや働きを貫いている基本的な考えであることについて理解させることが大切であるとされております。

昨年行いました中学生議会は、その延長線上にあるものであり、必ず行わなければならないものではありません。現に社会科の授業では、まちづくり課の職員を招へいし、まちづくりの構想を聞き、意見の交換や、市原町長を招き、町の施策をもとにまちづくりの夢を聞く授業等も昨年度は展開しています。

また、一昨年度は2年生において、授業の一環として中学生側から町長に自分たちの考えたまちづくりを取りまとめ、提出しております。あくまでも学習指導要領に基づく年間指導計画に沿った指導を行うことが原則であることを考えますと、中学生の間に1回は、指導計画に組み入れて中学生議会を開催し、議場の仕組みや臨場感を味わうことは意義のあるものと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の小学生にも範囲を広げてはというご質問ですが、確かに、小学校6年生になりますと、地域における生活経験も豊かになり、地域の出来事を話題にして会話をし、また、新しい公共施設が出来ること、地域住民が困っていることなど様々な形で見聞をしております。

したがって、日々の生活において政治と関連のある社会的事象を取り上げることで、政治やまちづくりを意識することが出来ますし、買い物をすることで消費税を払い納税者としての認識や自覚はしているものと考えられます。

しかしながら、小学生議会の開催については、全ての子供たちが取り組める学習活動であ

るのかという点で、子供の知識量の差、苦手意識による学習活動の停滞につながることも懸念されますことから、指導計画に位置付けることがどうであるのか、慎重に考え判断して参りたいと考えております。

また、議員のお考えもありましたけれども、中学生議会だけでなく、今後も子供たちの目線で、町をどう見ているか、どうあって欲しいのかなど、地域や町に関心を持ってもらうような取り組みも検討していきたいというふうに考えております。

3点目のN I E教育についての考えはというご質問でございましたけれども、議員のおっしゃるように、N I E教育は、学校などで新聞を教材として活用し学習活動を進めることであり、ニュースペーパー・イン・エデュケーションの略であり、世界中で「N I E」と呼んでいるようでございます。

これは、アメリカで始まったものであり、日本には85年ごろから教育界と新聞界が協力をして進めている教育であります。社会性豊かな青少年の育成や活字文化、また民主主義社会の発展などを目的に現在、全国で展開されており、近隣の市町では既に取り組んでいるところもございます。本町も、今年度より開校を待って、N I E実践指定校として睦沢小学校が取り組みを始めたところでございます。

睦沢小学校は、開校2か月を経たばかりでありますけれども、国語科の研究としてN I E教育を取り入れた教材の開発を行っております。今後、国語科に限らず、社会科では、新聞に載っている都道府県を白地図帳に色を塗り、都道府県名とその特色を学ぶ学習、また、テーマを決めて新聞記事を集め、見出しや感想をつけて新聞づくりをするなど、様々な取り組みから、社会への興味関心・意欲の向上、知識・読解力の向上につながるものと大変期待をしております。

O E C D調査でも、日本に限らず他国においても、新聞を頻繁に読む児童・生徒は、総合読解力の得点が高いという傾向にあることが報告されていますし、新聞の話題をもとに家族との対話が深まり、コミュニケーション力を身につけていることも報告されていますので、教育委員会としても、このN I E教育の展開による成果を大いに期待したいと思っております。

よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 色々ありがとうございます。

1点目の終活問題の取り組みですが、現在を見ますと、周りの人は元気がいいものですか

ら、余り気にしていない人が多いんじゃないかなというふうに感じられます。実際、私は少しずつ始めているんですけども、周りは余り気にしていない。

それで、病気もせずに普通に生活が出来ていると、終活という考え方が後回しになるのではないのでしょうか。家族や地域に迷惑を掛けないということを認識してもらうには、早い時期からやはりPRしなきゃいけないということで、町長がおっしゃったように、広報や弁護士さんとか、色々な形で出来るらしいんですけども、一番は後見人というか、そういう話がありますけれども、実際に中身を見ると、もっとすごく色々なことがあるわけですね。例えば、屋敷の周りの大木が倒れたらどうなのかとか、例えば盗難に遭うとか、色々な話があります。そういうことで、もっとかみ砕いて、中身がもうちょっと増えたことを高齢者の方にPR出来ればいいのかというふうに思います。

ただ、広報とか回覧板だけでいきますと、もしかしたら見逃す人が多くなるんじゃないかと思ひまして、やはり簡単なチラシでも、こういうことに気をつけなきゃいけないですよという注意喚起をするための、何かPRが出来ればいいのかというふうに思います。

それから、とにかく負の遺産は残されると、非常に家族も皆さん困っちゃうわけですね。そういう意味でいくと、数年前に聞いたときには、身寄りのない人が町に土地を寄附しますよと言ったけれども、町は受け取れませんという話があったそうです。それはやっぱり、町が負担になると誰でも受けないわけですね。そういうのは、やっぱり早い時期に知っておかなきゃいけないのかなと。だから、家族構成とか色々な条件がありますけれども、その辺はちょっと気にかけてながら、PRをもっと発展させてもらえればというふうに思いますので、すぐじゃなくても、だんだん団塊世代は近づいていますので、その辺のところをお願いしたいなというふうに思います。

それから、ブランド米のことなんですが、実際は大多喜町でも竹のパウダーで雪のほうにやったりする話もありますし、いすみもあります。今回の土着菌の話もありましたけれども、やはり、かなり熱心にブランド米を作るということでやっていますので、むつざわ米も、例えば今四つ調べたら出ましたけれども、わかりませんよ、5番手なのか、4番手か、3番手かわかりませんが、本当にブランド米を特化して、何か方向づけ出来ないかなと。そのためには、どういう土壌の適したたい肥がいいのかなということで、今のやつはがらっと変えられませんので、別に試験的にちょっと片隅で、少し研究開発みたいな、ちょっと取り組みが出来ないのかなというふうに思っています。

そんなことで、田んぼにも使えますし、もちろん畑にも有効になりますので、その辺のと

ころをもう一度、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、学校教育の問題ですけれども、今、教育長は色々なこととお話しされて、何でも網羅しちゃうと息詰まっちゃうことになるので、議会がどうこうじゃなくて、それを手段として次のステップに行くということで、教育長は、子供たちのコミュニケーションとか、色々なことで活動されているとお話を聞きましたので、その辺のところ、無理のないようにしてもらえればいいと思うのですが、ただ、今、最後に教育長が言ったのはすごくいいことなので、やっぱり子供たちが何を考えているのか、町長には話が行ったかもしれないけれども、私たちにも、もうちょっと情報が欲しいなど。そうすると、うちの団地の中でも子供たち、小学校の高学年とか中学生がいますから、我々としてもコミュニケーションが出来るし、そういう意味で出してもらえれば、こんなことを考えているんだよということがわかれば話しやすいのかなと思いますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、N I Eのほうは、積極的に取り組んでいただくということで、その辺のところは非常に将来方向として役に立ってくるんだと思いますので、是非、無理のないようなことで、範囲が広くて大変なんですけれども、その辺は、きちんとやっていただければいい方向になるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 再度のご質問にお答えをしたいと思います。

終活でございますけれども、先程もお話ししましたが、地域包括支援センターで相談をお受けしております。是非これを前面的に出して、最終的には、成年後見制度というものを町が申請することによって、それが出来るということもありますので、もう何件かやっているようでございます。

そういうことで、終活が必要になる方は決まった方だと思いますので、そういうところを地域包括支援センターをうまく利用しながら、この推進に当たって参りたいというふうに考えております。

あと、睦沢町のたい肥センターでございますが、睦沢町のたい肥につきましては、もみ殻を副資材に使うということで、これが非常に特徴のあるたい肥になっております。このもみ殻を分解する酵母菌というものを他から買ってきまして、もみ殻を分解することによって、ケイ素をたい肥の中に含んだということで、これが非常にたい肥として素晴らしいものになっているというふうに理解をしております。

結果的にどういうふうになるかと言いますと、たい肥が完熟しますとほとんどにおいがな

なくなってくるということで、牛ふんをもってきたところでも、それをかけるとにおいが無いということで、ああいうたい肥センターにしては、現状行ってもらえばわかると思いますが、ほとんどにおいが無いということで、これは酵母菌による分解ですね、それが進んでいるものというふうに思われます。

そのようなことで、このたい肥センターにつきましても、先程申し上げましたように町内の酪農家がなくなれば今度は資源が減ってくるわけですので、広域的なことも視野に入れながら、今、民間からも是非たい肥センターを運営したいという申し出もあるようがございますので、先程申し上げましたように、民間の力を活用することも十分考慮に入れながら、このたい肥センターが中断しないように、続けられるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答えいたします。

子供の情報と言いますか、子供の考えていることも含めて情報を共有したいという思いだと思いますし、また、そうすることが本当にありがたいことで、社会で子供を支える体制が出来るのだと思いますし、また、子供にとってもコミュニケーション力が高まるといいますか、触れ合いにいいことだと思っております。

私どもは、今出来ることを考えておりますけれども、一つは、睦沢町教育委員会が毎月出しているシリーズ睦沢教育の中で、子供たちの様子なり今日的課題を出していますので、その辺が話題になるかなというふうに思っています。

また、ホームページの活用でございます。睦沢小学校も少しずつ出来つつありますので、近いうちに睦沢小学校としてもホームページを立ち上げますので、その中で子供の日々の活動の様子も含めて情報提供出来るかと思っております。

また、コミュニティ・スクールも進んできますので、この中での今の課題が、また、子供の様子が出てきますから、それなりの報告も出していきますので、その中の情報を得られると思っております。

また、こればかりではないと思いますが、色々な意味で、もちろん学校だよりや学年だよりも今回覧していると思いますが、そういう中で、子供たちの様子を知り、また、子供たちとの接点、また、子供たちを支え励ましてくれる情報はたくさん出していきたいと思っておりますので、これからも皆さんの力で子供を支えていただければありがたいと思っております。

す。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○7番（清野 彰君） 前向きなお話で、非常に先が明るくなってきたような気がしますけれども、終活問題は、町長おっしゃったように、後見人の話とかなんかは、去年、成田の社会福祉協議会で研修会がありまして、私もそちらに行ったんですが、そういうところでも取り上げています。そんなことで、これからだんだん色々な形で終活というのが出ると思いますので、私もそれにちょっとかかわっていますので、少しずつまた福祉課とか社協とか、そちらと色々やらなきゃいけないかなというふうに思っています。

それから、教育長のお話は、色々な情報をインターネット、それから、色々な広報的なものを出されると思うんですけども、今まで余りよく知らなかったことがあるので、情報を収集して、我々もそういうところからそれを読み取って、やはり、それをキャッチしてどうするかということも我々の責任だと思しますので、今後、そういうところに周知しながら活動していきたいと思えます。

回答はよろしいので、ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、清野 彰議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員、どうぞ。

○4番（久我政史君） 学校問題等も色々出ていますけれども、私からも小学校問題、中学校問題、それからもう一つ、総合運動公園、3点についてお伺いしたいと思います。

まず、睦沢小学校が開校いたしまして2か月半が経過いたしました。開校準備は、本当に大変であつたらうかと、順調に進んでいることと思っております。

最初に、英語教育について、1年生から導入するというものでありましたが、その状況はどうなっているのでしょうか。各学年の目標、例えば1、2年が同じとか、その辺がちょっとよくわからないんですけども、その目標とか内容、担当者は多分、学級担任かなと思っています。あと、評価等もこれからどうするのかなというのは、多分、言葉でやるんだろうなということを予想していますけれども、本町はどうしているのか、その辺を具体的にお願いしてもらいたいと思えます。

それから、英語教育が非常に重要視されるようになってきております。早過ぎるという問



題もあるわけですがけれども、現状は、もうどんどん小学校からということで、先程、教員が多忙であるとか、本当に多忙であろうなと私も推測するわけですがけれども、しかし研修しなければ、小学校の場合、英語の免許を持っている人も少ないし、これから国のほうも徐々に研修をして資格を与えるんだという状態だということを聞いております。本町の場合、どのくらいの研修時間が保てるのかなど。具体的にこんなことをやっておりますよということを、あるいは今後こういうことを予定していると、その辺をお伺い出来ればと思います。

次に、コミュニティ・スクールということで、学校支援ボランティアの登録状況、大分増えてきたという話も聞いております。その状況はどうであるか。その活動時間とか、活動状況等も出来れば教えて欲しいと。その支援者に対して、謝金とか交通費、多分ボランティアだから原則ゼロであろうなと、特別かかるのは、こういうことにはお金を支払いたいとか、その辺の考え、今後どのようにコミュニティ・スクールを、今までもゼロなわけじゃないんですけれども、これからどうこれを充実させていきたいと、その辺をお聞きしたいと思いません。

それから、小学校がバス通学になったわけですがけれども、バスの各乗車場所の人数をどういう形で確認するのか、しないのか。遅れた生徒がいる場合には、学校に来て、この人が遅れていると、そういうのは出来るだけ早く学級担任はつかむべきだろうなと思っていますけれども、人数の確認方法。多分バスに乗ると、リーダーといいますか、乗るところに上の生徒が、仕切る生徒が必ずバス通には出ると、私は思っているわけです。そのリーダーがちょっと間違えるといじめとか、そういうのが起こりやすい。その辺を学校としては、このリーダーに聞けば色々なことがわかるなと、その辺を是非つかんでおいて欲しいなと思います。

それから、バス通を6年間続けるわけですがけれども、普通に考えれば、徒歩で通っていた者が徒歩でなくてバスになるので、体力面は普通に考えると落ちるので、その辺を学校としては、こういうところに気をつけながら体力面をカバーしていきたいと、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、放課後の学童について、今度は学校が学童の保育場所になったわけです。他の町村とか色々聞きますと、要望が、宿題ぐらい見てくださいよとか、ただ、安全でいればいいという感じではなくて、1年生は、1年生に、宿題を少しでもいいから見てくれる、そういう指導者の考え方といいますか、無理のない範囲で教えてくれる人がいればいいなということ、睦沢町の指導者に対する考え方、今現在やっている人は、かなりその辺が進んでいると私は聞いております。今後、またそういう考えで進めていければいいなというふうに思っ

ています。

次に、中学校について伺いたいと思います。

先日、体育祭で先生方と生徒と一緒に走っているのを見て、こういう人間関係が築ければうまく教育は進むと、私は確信を持ったわけであります。中学校で私が今心配しているのは、部活動の問題が先程も色々出ていますけれども、一つの学校では出来なくなる。よそと一緒にやる。多分この状態でいくと、団体戦というのは、普通、勝つために一生懸命やるんですけども、その辺の目標を、まず参加させてあげること、いい試合をやったら、頑張ったねとか、勝つためではない、その辺の指導者の考え方。

教員も好きな人と嫌いな人と、部活動に対しては半々と、現状はどうかわかりませんが、専門外の指導をするのは非常にきついわけです。専門以外で指導者がいないときに、例えば町の中でその指導をしてくれる人、そういう人に今頼んでいるのか、これから頼む予定があるのか、その辺の町としての考え方をお伺いしたいと思います。

3点目、最後に運動公園の利用方法について、状況をお聞きしたいと思います。

1点目、まず、体育館とか多目的広場、テニスコート、野球場等、それぞれ月ごとにどのくらいの利用者がいるのかなど。先程大分増えたようなことを町長さんからお聞きして、すごいなど、増えているんだなということだと思っています。

その次に、収支決算がどうなっているのか。町から委託費を受けてやっているわけですが、その辺が町の委託費だけでは足りないというお話を聞いております。その辺をもう数年で、その不足は出来る予定だとか、是非その辺の委託費の関係を教えて欲しいなど。

それから、今後の利用予定者というのは増えていくんだけれども、どういう形で、1年目増えましたと、2年目はどういう状態で増えていくのか、その辺のある程度の予想、その辺の予想が立たないと、私なりに、瑞沢小学校の跡地を宿泊者を呼んでとか、色々計画があるので予定者は増えるであろうなど、その辺によって運動公園の拡張問題等もありますけれども、その辺が話が合わないとおかしいんじゃないかなというふうな感じで思っています。

運動公園の拡張のことで、拡張が出来るまでの4年間、町民優先で利用出来ますよと。この町民優先というのは、約束してくれたんですけれども、行事も私なりに幾つかはわかります。そこで、制限が前回、車で乗り入れてはいけないとか、水は利用してもいいけれどもお茶はいけないとか、その辺が、色々な話を私なりに聞いても、ちょっとどこまでが本当なのか。これこれの条件は緩和する予定だとか、緩和しているのか、是非その利用の条件ですね、その辺を具体的に教えて欲しいと思います。

最後に、8月24日にNHKのラジオ体操で人を集めたいんだと、1,000人くらい集めたいんだと、これはどういう、1,000人というのが小学生とか小さい子供を含んで、あるいは、おじいちゃん、おばあちゃんも含んで、では、その人集めはどうするのか、みんな家庭任せなのか、その辺をお聞きしたい。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員のご質問にお答えいたします。

私からは、最初に、放課後の学童保育において宿題等の指導、指導者の資格についてと運動公園の利用状況についてをお答えし、睦沢小学校と睦沢中学校の教育についてとNHKラジオ体操の集客方法については、教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1、睦沢小学校の教育についての4点目、放課後の学童保育において宿題等の指導、指導者の資格はというご質問ですが、本町の放課後児童クラブは、労働等により昼間保護者がいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、社会福祉協議会に委託をし、実施をしておるところでございます。

国で示した放課後児童クラブ運営指針での放課後児童クラブの育成支援は、子供が安心して過ごせる場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮し、子供が自ら危険を回避出来るようにしていくとともに、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立により、子供の健全な育成を図ることを目的とするとされております。

ご質問の宿題等の指導については、放課後児童クラブでは行っておりません。これは、事業の目的によるものであり、睦沢町放課後児童クラブ事業実施要綱第3条第2号でも「学習の指導は行わない」と規定しております。

しかしながら、自主的な学習を妨げるものではありませんので、支援員が宿題が終わっているのかの確認や、まだ終わっていない児童に対しましては、終わらせるよう指導をしておるところでございます。

また、次の指導者の資格ということでございますが、こちらも睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、放課後児童クラブには、放課後児童支援員を配置しなければならないと規定されており、本町においても3名の支援員が補助員とともに児童の支援を行っているところでございます。

なお、放課後児童支援員になるためには、知事が行う研修を受講しなければならず、受講

資格については、保育士、社会福祉士、幼稚園、学校教諭の資格を有する者や高等学校卒業  
者で放課後児童健全育成事業等に従事した経験が2年以上ある者などの要件がございます。

現在、本町の放課後児童クラブの職員は、通常は主任児童支援員1名と保育士の資格を持  
つ者3名で、児童の支援に当たっております。よろしくご理解を賜りますようお願いをいた  
します。

次に、3番目の運動公園の利用状況について、お答えをいたします。

運動公園の利用状況につきましては、行政報告でも施設全体の利用者数は6万9,356人と  
いうことで、昨年度の利用者数5万9,218人と比較して、約1万人、17%の増加となってお  
り、その内訳としての無料の一般利用者数、有料の一般利用者数、ふれあいスポーツクラブ  
利用者数ごとの人数をご報告させていただきました。

さらに、体育館、多目的広場、テニスコート、野球場等別々に月ごとの利用者数を町内、  
町外別にということでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、施設ごとの年間の利用者数を申し上げたいと思います。体育館についてはアリーナ  
で2万3人、剣道場と柔道場を合わせた利用者数は8,397人となりました。

そして、プールについては、こども園、また昨年度からの利用となりますが、中学校の授  
業でも利用されております。

夏場の利用期間ということで、昨年度は長雨や低温であったこともあり、利用者が前年に  
比べ若干少なくなりましたが、3,025人となりました。

次に、多目的広場でございますが、年間で2万2,102人の利用がありました。

テニスコートでは年間で5,069人、野球場では年間3,467人となります。

次に、スタジオでございますが、年間で1,339人、トレーニングルームでは年間で3,119人  
の利用となっております。

なお、施設全体での年間の町内、町外利用者数について申し上げますと、町内利用につい  
ては無料の一般利用者、ふれあいスポーツクラブの利用者は、大半が町内ということで考え、  
町内の利用者ということとし、これに有料の町内の利用者を足しますと5万5,043人となり  
ます。

これに対して町外からの利用者の合計は1万4,313人となり、比率で申し上げますと、町  
内79.4%、町外20.6%といった状況でございます。

なお、ご質問の月ごとの利用者数についてお答えしますが、利用の最も少なかった月と、  
最も多かった月のみ申し上げます。

体育館アリーナで1月が町内816人、町外229人、合計1,045人と最も少なく、6月で町内1,723人、町外540人、合計2,263人と最も多くなっております。

また、柔剣道場では、1月が町内357人、町外3人、合計360人と最も少なく、9月で町内933人、町外49人、合計982人と最も多くなりました。

次に、プールについては、7月から8月までの開業ということで、7月は町内2,654人、町外1,236人、合計3,890人、8月は、町内1,147人、町外823人、合計1,970人となりました。

続いてテニスコートが、10月は町内336人、町外ゼロ、合計336人と最も少なく、6月で町内592人、町外3人、合計595人と最も多くなっております。

そして、多目的広場については、9月が町内960人、町外ゼロ人、合計960人と最も少なく、8月で町内3,977人、町外83人、合計4,060人と最も多くなっております。

最後に、野球場は、4月は町内10人、町外53人、合計63人と最も少なく、11月で町内10人、町外709人、合計719人と最も多くなりました。

続きまして、2点目の平成29年度の収支決算を具体的にということでございますが、初めに収入から申し上げます。

なお、申し上げる金額については、消費税を抜いた金額になりますので、ご理解を賜りたいと思います。

町が支払う指定管理料2,500万円、利用料収入459万8,004円、自主事業としての教室等の事業収入49万2,624円、自動販売機売上手数料78万5,167円、また自動販売機設置会社からの設置協賛金38万642円、合わせて収入総額3,118万4,437円となりました。

これに対し、支出でございますが、正社員2名の人件費880万円、アルバイト等の公園スタッフ3名の人件費460万円、プールの監視アルバイトスタッフ及びプール清掃としてシルバー人材センターの人件費307万3,406円、事務用品やバスケットネットなどの施設消耗品50万2,322円、光熱水費として電気代430万5,980円、ガス代47万6,445円、水道代81万1,720円、修繕費としては電話回線の交換やテニスコートの部分補修、多目的広場の看板の設置など61万4,090円、手数料として、プールの水質検査代1万3,000円、保険料として総合保険、施設賠償責任保険、車両保険で53万5,780円、委託費として芝管理、植栽管理、芝管理については指定管理者、植栽管理については地元業者及びシルバー人材センターへの委託ということで、合わせて409万7,263円、各種保安・点検業務費用として159万1,010円、また施設内の清掃委託費として43万6,000円、備品購入費、これはコピー機、トランシーバー、救急救命キット、サッカーゴール、フットサルゴール、グラウンドライトなど合わせて209万8,875円、広

告宣伝費としてホームページの作成費用など62万371円、またオープニングイベント費用として79万2,958円、その他自主事業の講師料やNHK受信料などで24万2,373円、合わせて総支出額3,361万1,593円となりました。

総支出額3,361万1,593円から収入額3,118万4,437円を差し引き、29年度の収支はマイナス242万7,156円となっております。つまり、議員申しますように、指定管理者としての不足額は242万7,156円となります。

なお、不足する金額については、指定管理者であるスマートウェルネスパークむつざわ共同事業体の構成企業がそれぞれ負担し、運営を行いました。

また、何年後に不足がなくなる見込みかというご質問ですが、支出額については、今後、減額となる要因はなく、今後同じような状況であると考えられます。

したがって、不足がなくなるには、収入を増やしていかなければならないということで、有料による一般利用や自主事業（教室事業など）を増やし、事業収入を上げていくこととなります。

指定管理者としても、本年度から自主事業を増やし収入を増やすことを目標に運営するというので、トレーニングジムでの各種レッスンやスタジオでのヨガ教室を始めとする子供、大人、女性、また全年齢を対象とした各教室の実施、アリーナでの子供向けスポーツ教室、多目的広場でのサッカー教室、また夏季限定ではありますが、プールでのアクアビクス、泳法レッスンなどの自主事業を展開しております。

また、有料の一般利用者を増やすということで、合宿事業の誘致にも力を入れたいと考えております。

このようなことで、指定管理者でも、3年後、平成32年度決算までには赤字から黒字に転換したいと考えております。

次に、3点目の今後年間の利用予定者数はどう考えているのかというご質問ですが、平成29年度から実施した事業の大きな柱となっているスポーツツーリズム事業、ウェルネス事業の取り組みを行い、先程申し上げたとおり、その成果が利用者数の増加につながっております。

スポーツツーリズム事業では、特に学生や子供など元気な若者が増加したことで、これまで利用のなかった冬季においても、活気ににぎわいがあふれてきました。

また、ウェルネス事業では、個人の体力づくりや健康づくり、気軽に参加することから始めることに着目した教室やプログラムを展開したことで、特にトレーニングルームや新たに

整備したスタジオで気軽に運動を楽しむ利用者が増加いたしました。

本年度においては、秋以降にしか本格利用がされなかった多目的広場の利用増及び自主事業による施設全体のさらなる利用者増につなげていきたいと考えております。

なお、昨年を引き続き、これまで利用していなかった施設、時間帯を有効に活用する観点を持続し、これまでの利用者の利便性を損なうことのないよう実施していきたいと思っております。

平成31年度以降は、施設利用者のリピーターや合宿事業を誘致することで、安定的な利用増加が見込めるため、当初目標である平成32年度までに年間10万人の利用者数を目指しております。

次に、4点目の町民が安心して利用出来るように具体的な行事はどのようなものかというご質問でございますが、これまでの実績、実施してきた行事として、スポーツイベントとして健幸むつざわロードレース大会、地域の活性化のためのイベントとして8月に実施している商工会青年部主催の盆踊り大会や11月に実施予定の農林商工まつり、また、地域防災活動の一環として消防団による操法の練習や大会などが考えられます。その他、本年度は公民館駐車場で開催を予定しておりますが、観光協会主催の観光まつりなどが挙げられます。

また、ふれあいスポーツクラブ会員の年間利用や町や郡市、あるいは千葉県全体を対象とした大会や講習会など、そして、こども園や小・中学校の授業等での活用、その他町民の活動、活躍の場として提供するものでございます。

なお、指定管理者が実施する自主事業との調整もありますので、各関係団体等には年度が始まる前に年間行事としての予定を事前に報告していただいているところでございます。

今後もスムーズな町民の利用が図られますよう指定管理者ともども努力して参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番の睦沢小学校の教育についての1点目、英語教育を1年生から導入の実態はというご質問でございますが、1・2年生から外国語活動の授業を実施しております。

初めに、各学年の指導目標・内容・担当者・時数・評価等につきましては、1・2年生の目標は、現状の学習指導要領で示されている外国語活動の目標である「聞く」、「話す」を中心としたコミュニケーション能力の素地を養うということでございます。先進校の年間指導計画を参考に内容を決めております。

授業は、学級担任とALTで進めております。時数は、週1時間で、年間で35時間です。評価については、1・2年生は通知表には所見欄がないので、所見で示すことは予定しておりません。今後、振り返りを取り入れるなど検討中でございます。

3・4年生は、新学習指導要領の外国語活動の目標、内容を先行実施として行っています。授業は、学級担任とALTで進めております。時数は、1週間で1時間、年間35時間でございます。評価については、これまでの5・6年生の外国語活動で行ったように、児童の学習状況に顕著な事項がある場合、文章で記述をいたします。

5・6年生は、新学習指導要領の外国語の目標、内容を先行実施として行い、これまでの外国語活動から外国語教科として扱われております。授業は、学級担任とALTで進めております。時数は、1週間2時間で、年間70時間でございます。評価については、これまでの5・6年の外国語活動で行ったように、児童の学習状況に顕著な事項がある場合、その特徴を文章で記述します。数値による評価は行っておりません。

次に、研修時間の確保、今後の研修予定についてでございますけれども、語学に関心があり、技能面でも堪能な教員を外国語担当教員とし、外国語担当教員を中心に研修を進めております。

また、今年度、小学校外国語科・外国語活動の授業力向上に向けた資質能力向上研修の研修協力校ということで希望を出しており、これは実施する予定でございます。新しい学習内容を指導する小学校教員のため、授業づくりに対する理解を深めることを狙った研修協力校でございます。

具体的には外部講師が来校し、睦沢小学校の児童が参加するモデル授業を実施いたします。授業後に、研究協議を行い、授業づくりに関する質疑応答、指導技術等について協議し、授業力の向上を図って参るところでございます。

次に、2点目のコミュニティ・スクールを目指して開校した現状はでございます。

睦沢小学校が地域と学校が同じ方向を向いて、協力をして地域とともにある学校として持続させるための制度としてコミュニティ・スクールを導入させていただき、4月に第1回目の学校運営協議会を開催し、校長の学校運営方針を承認いたしました。

学校支援ボランティアの登録状況ですが、本年2月にリーフレット及び学校が地域に求める支援内容を全戸配布させていただき、周知を行いまして、現在34名が新たにボランティア登録をしていただきましたが、まだまだ充足していないと捉えていますので、引き続き地区懇談会等で周知を図って参ります。



また、活動内容、活動時間、活動状況の現状ですが、朝の読み聞かせや登下校の見守りにつきましては、再編以前からの既存ボランティアにご支援をいただいております。学校行事としての稲作体験については、新たに睦沢小学校近くの田んぼをお借りしてボランティアの協力をいただき、実施をいたしました。そして、現在、睦沢小学校のホームページの制作を学校支援ボランティアにお願いしているところでございます。

なお、支援者に対する謝金、交通費等は、原則として無償とさせていただきます。ただし、ボランティア活動の実施に当たり必要となる経費を支給させていただく場合もございます。

目指すコミュニティ・スクールをどう充実させるのかでございしますが、コミュニティ・スクールが学校の応援隊として、学校のよきパートナーとなるために、学校運営協議会の意見を学校支援活動に十分に反映出来るように取り組んで参ります。そのためには、協議会委員はもとより、学校とボランティアをつなぐ地域コーディネーター、そして学校支援ボランティアなどかかわる全ての人に当事者意識を持っていただかなければなりませんので、それぞれの立場のマニュアルを作成いたしました。

今後は、学校が地域に求める支援内容に応じて効果的にボランティア活動を実施するに当たり、地域コーディネーターを中心とした体制を整えて参りたいと思います。

次に、3点目のバス通学についてというご質問でございます。各乗車場所での人数確認・遅れた児童への対応については、基本的には、徒歩通学の児童の登校班と同じような対応をとらせていただいております。各乗車場所での人数確認は、欠席や遅刻する場合には、基本は連絡帳を使って友達に渡し、担任に連絡をしています。保護者や同じ乗車場所からバスを利用する児童により運転手にも伝えております。

また、連絡がなく、時間が過ぎても来ない児童がいた場合には、出発をさせていただき、遅れた児童については、保護者による対応としております。

なお、教室での担任により出席確認が出来ない場合には、徒歩通学の児童と同様に保護者に連絡をすることとしております。

続いて、バス通学を6年間続けることで、体力面が劣ることが予想されるが対策はについてでございます。

本町の小学生は、大変残念なことでありますけれども、バス通学に限らず体力低下が見られています。

そこで、睦沢小学校では、体力向上プロジェクトの教育を体育主任が中心となって実践を

しております。現在、具体的には、新体力テストの課題に基づく補強運動として、千葉県が実施している「遊・友スポーツランキングちば」に挑戦をして、業間休みや昼休みにおける、今月は長縄跳びでございますけれども、長縄跳び等を実施しているところでございます。

また、部活動にも参加出来るように、部活動の終了後にもスクールバスを運行しておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、2の睦沢中学校の教育についての部活動状況・人数と指導者・専門指導者の依頼はというご質問ですけれども、本年度は、運動系がソフトテニス、卓球、剣道、柔道、バスケットボール、サッカーの6種目、文化系が、吹奏楽、芸術の2種類の計8つの部活で活動を行っております。いずれの部活も、原則として平日の月曜日を除く火曜日から金曜日と土曜日に教職員が2名体制で指導を行っております。

人数については、卓球が最も多く29名でございますが、最も少ない柔道部で3年生が5名でございます。なお、昨年度、サッカー部は、睦沢中学校単独で新人戦に出られないという状況がございましたが、今年度の総体は入部者が多数いたことから、睦沢中学校単独で出場出来る見込みとなっております。

また、専門指導者を部活動指導員としての配置をしてございませぬけれども、本年度、吹奏学部については、専門知識のある方に週に3回程度ご支援をいただいております。また、一部の運動部についても、ふれあいスポーツクラブの会員の方にご指導いただく予定となっております。

今後、総合型地域スポーツクラブとの連携、発展をさらに模索していきたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、3の運動公園の利用状況についての8月24日予定のNHKラジオ体操の集客方法をどう考えているのかというご質問でございますが、夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会は、町制施行35周年及び睦沢小学校の開校を記念して実施されるものでありまして、8月24日の早朝にNHKラジオ第1で全国並びに世界各国に放送される予定でございます。当日は、1,000人を超える集客を目標としております。

集客の見込みといたしましては、園児・小・中学校の児童・生徒及びその家族、ふれあいスポーツクラブや体協などの町内各種団体、また町内企業の方々を見込んでおります。現在、園・小・中学校においては、体育活動の中でラジオ体操を取り入れております。

また、スポーツ推進員を中心に各種イベントや行事の際にラジオ体操の普及をお願いしているところでございます。

教育委員会につきましても公民館ロビーにおいて、毎日12時半に映像を流しながら職員がラジオ体操を実施し、健康増進を図るとともに、来館された方へのPRを行っております。

地域においては、地区懇談会の折にもPRをさせていただいておりますが、健幸づくりのまちとして、今後、機運を盛り上げていきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても是非参加をしていただきますとともに、地域で話題にさせていただきますようお願いを申し上げます。

なお、駐車場等の詳細につきましては、今後、広報等を通じ周知して参る予定でございます。

よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今、満足のいく回答が非常にあったので安心しているんですけども、ちょっと聞き漏らしかどうか分からないんですけども、運動公園の利用で、禁止事項のことを聞き漏らしたのか、そこがちょっとなかったような、例えば車の乗り入れは今までどおり駄目ですよとか、その禁止事項は何があるのか。

あと最後のラジオ体操の件は、小学生も何かやるんで、バスでそういうのは親が運ぶのか、バスを利用してやるのか、ちょっとそこも確認したいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） パークむつぎわの利用に当たってということで、注意事項ということで車の乗り入れが1点、それから先程お話があった飲食が1点、もう1点、火気の使用、この3点ございますが、これは事前協議を行った上で、こういうことも利用出来ますよということにしてあります。原則禁止ですが、利用形態をご相談させていただいて、その利用形態を容認するというので、なるべく、後々、芝生などが傷まないように注意を払ってやるという形をとっています。結果として、事前協議していただければ使えるという方向でやっております。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答え申し上げます。

先程申し上げましたように、詳細については、また後日と思っておりましたけれども、現在、腹案でございますけれども、園・小・中学校の保護者、学生については、睦沢小学校に集まっていただいてバスでピストンしたらどうかということも考えておりますし、一般の

方々については、周辺の駐車場ということも考えておりますので、また、それにつきましては詳細をご報告、皆さんに周知したいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我議員。

○4番（久我政史君） 事前協議ということで、これしてさえもらえれば何かやってもらえそうな感じなんですけれども、ここが一番、今、不平不満が非常に強いんですよ。駄目だ駄目だみたいな。何か言っていることと私が聞いていることが、どこかがずれがあるのかなど。協議してくれて、もちろん天候もありますよね。だから、今日はこういう話だったけれども、ちょっと雨の関係でとか何か緩んでいるのでとか、そういう細かい条件は当日になるかと思えますけれども、基本的には相談してくれば、要するに、前に自由に使えた、車を入れる場所も真っすぐおりてきたところはいいけれども、中には行けないとか、重いものがあるときにどうするんだとか、そういう特別なところだと思うんですけれども、一番わかりやすいのはテントを張っていいのかと。あるいは穴をあけたり、飛んじやうといけないからとあるので、その辺は非常に暑ければ必要だし、雨降っても必要だし、それだけまず、あとは私なりに満足していますので、もう1回、そこだけ。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ご心配された点は、実際に使っていただく団体と、この間も消防の操法大会を実施いたしましたけれども、ご承知のとおり、テントを張ったり車の乗り入れ、もちろん消防ですから消防車が入っていないと出来ないということで、そこら辺は十分対応出来るようにやっております。

ということで、具体的には、盆踊りなどについては、商工会の青年部の方たちと打ち合わせをしておりますし、ご利用される団体と具体的にしながら、従来使用出来た形を踏襲させていただくという形にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで、4番、久我政史議員の一般質問を終わります。

3時まで暫時休憩といたします。

(午後 2時47分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時59分)

---

◇ 伊原邦雄君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、3番、伊原邦雄議員どうぞ。

○3番（伊原邦雄君） 通告により質問いたします。

質問事項としては、有害獣の対策について質問いたします。

イノシシなど、有害獣の問題は全国的なものであります。各自治体でも対策に取り組み、また苦慮しているところであります。本町においても状況は同様であると考えます。住民の安全、農作物への被害等、多くの町の人々にかかわる大きな問題であります。このような状況をどのようにお考えか。また、今後の対策はどのようにすべきか。今でも対策はなさっていますが、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原邦雄議員のご質問にお答えいたします。

1、有害獣の対策については、行政報告でも述べましたが、本町、長南町、長柄町の3町合同の銃による有害鳥獣駆除については、長生郡市猟友会との協議の結果、本年度より見送ることとなりました。

しかしながら、本町におけるイノシシなど有害獣の被害は、住民にとって深刻な問題と受けとめております。そこで、現在も有効な捕獲方法であると考え各種わなによる捕獲の強化を、実際の捕獲に携わっておられる方々の意見を参考にした中で進めるとともに、新たな対策も模索したいと考えます。

よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（市原重光君） 伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 行政報告でも、今の町長のご回答でもありましたけれども、3町合同の駆除を中止するといった決定につきまして、多方面より意見がありました。それらを踏まえ、お話、質問もいたしてみたいと思います。

この中止の決定に至った要因としては、様々な問題があったと聞いております。しかしながら、現在、全国的な状況を考えますと、とても消極的といえる決定ではなかったかなと考えています。県内を見ても、そういった中止とするような決定はまれなものと思われま

そもそも、この活動は、長南町、長柄町、睦沢町3町と茂原市の一部の猟友会の応援を得て行ってきたものであります。この活動は、従事者相互の情報交換の場でありました。何よ

りもチームワークを築いて、安全かつ効果的な活動をするための技術向上の機会でもありました。これらは短期間で養えるものではありません。今では、この組織は、県下でも有数のすぐれた組織に成長していると考えます。これをいったん中止するとすれば、この活動を復活しようとした場合、これまでどおり統制のとれた活動が困難となる懸念があります。

それから、その会議で効果であるとか様々な意見があったようですが、駆除の対象地域は、通常ハンターが入り込まない禁猟区も対象としています。これは特に認識すべきところだと考えます。ここを放置すると、イノシシの保護区となりかねません。活動において、実際20人以上の人員と、そして数頭の犬が特定の地域へ入ることで、それなりの抑止力が、あるいは抑制力といいたまいますか、それらが働いた効果があったと思います。

特に、年を経た大型のイノシシはとても賢くて、わなにかかることが極めて少ないわけですが、これは銃による捕獲では効果的と考えております。過去にも100キロを超える大型のものを捕獲することもしばしばでありました。また、その活動をした周辺では、わなによる捕獲が増えるといった効果も聞かれるところでもあります。わなによる駆除を補完する意味でも銃による駆除は必要と考えます。

それから、問題となっています捕獲数の点ですが、これは個体を回収した頭数であります。弾が命中しても逃げたものは対象としていません。イノシシはとても銃弾に強くて、致命傷であってもかなりの長い距離を走り去ります。それらは見つけることが困難なものも多くありました。つまり、それらも含め、追い払ったものはカウントしていないのです。

睦沢町では、長年活動していた地域での生息数が減少しているようです。これは他の要因も考えられます。例えば地籍調査により人々が頻繁に立ち入ったためと考えられます。ハンターでない人たちが入っても効果があります。これも一時的な現象ではあると思いますが、これまでの活動の成果があったと考えています。

また、近年の活動では、長南町、長柄町のほうが睦沢町よりも多く捕獲されています。生息数も多く確認されます。わな猟だけでいいじゃないかという意見もありますが、わな猟と比較すること自体、疑問があります。銃による駆除は、年間2日あるいは多くても3日です。限られた日数でありました。

そこでちょっと質問いたしますが、現在、町内全域で、箱わな、くくりわな、合わせて何基設置されているのでしょうか。その数からして、1日平均何頭捕獲したのでしょうか。今わかればお示しください。また、費用対効果も話題になったそうですが、箱わなは1基幾らかかりますか、費用対効果の面も考えていただきたいと思います。

また、中止となった原因として色々あったように聞いていますが、大きな原因の一つは、役場担当者の消極的な言動があったとも聞いております。これは睦沢町のことではありませんが、他の町での話ですが、従事者とのやりとりの中、自分たちは関知したくない、お金を払っているから当然だといった言動があったやに聞いております。

役場職員の中には、見るのも嫌、触るなどとんでもないといった状況もよく見られたようであります。気持ち的にはわかりますが、これはいかがなものでしょうか。従事者は、昨年までは日当3,000円でやってきました。8時前から4時、5時まで丸一日の活動であります。

また、話は変わりますが、この会議において決定されたときの長柄町、長南町の町長の意向はどうだったのでしょうか。聞くところによれば、事前に打診はなかったと聞いています。睦沢町は、担当課長が町長、副町長に打診をして意見を持っていったそうです。

そういうことで、今回の中止の決定には疑問のお考えの町長もおられると聞いています。是非、他の町の町長の意向も確認していただきたいと思います。

これは睦沢町の問題だけではないのです。これを休止することによって、町単独でこの駆除が出来なくなる町もあります。そもそもこの駆除活動、この駆除隊の発足に当たっては、睦沢町長、今の町長ではありませんが、町長の発案で3町の町長同士の申し合わせにより発足したものと聞いております。もしも中止するのであれば、そのときも3町長の協議が必要であったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

その発足当時は睦沢町も生息数が多く、捕獲数も他の町よりも多かったと伺います。今では睦沢町の捕獲数は他の町に比べ少ないわけですが、今後、生息数が増加することは十分予想されます。イノシシの他にキョン、鹿等が増加しつつあります。これらは銃によるほうが効果的と言われております。

重複しますが、今回の決定については、睦沢町長の意向が主導で休止決定されたと聞いております。ここには、長南、長柄の町長の意向は反映されていない会議であったようです。これについては、とても疑問が残ります。また、これまでの活動に対し、担当職員の苦勞も含め、メンタル面もありますが、町長はよく理解されていなかったのではという意見も他の町の猟友会を含め多くの意見であります。

町長は、大変失礼ですが、就任以来、駆除の現場を何度視察されたことがあったでしょうか。思われる以上に統率のとれた、しっかりした行動、活動であります。また、法律を遵守した行動をして行って参りました。

それと心配なのは、何よりも現在の従事する人たちの年齢を考慮しなければなりません。

これを休止することにより、後継者の育つ機会がなくなることも懸念されます。睦沢町でも今年から参加すべく研修を受け、準備しているメンバーも存在しているところであります。様々申し上げましたが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の会議の決定をもって当面見送るということになりましたけれども、その中には、やはり従事者の高齢化という問題もあるし、また今まで幸いにして事故等が起こっておらなかったわけですが、銃による事故が他の地区では騒がれているところもあるというようなことから、今ほとんど捕獲の主たるものは、わなによって捕獲していると、それで個体の調整をしているというのが実情かと思いますが、しかしながら、議員おっしゃるように、実際に猟師が入って、犬が入ってということになると、ある意味もっと奥に追いやるという素晴らしい効果があるということは伺っております。

そういった中で、技術者の高齢化とか、そういうことで幸いにしてまだ事故はなかったといった中で、捕獲のほとんどが、9割以上がわなによるということで、出来れば今従事していただいている皆さんに、わなのほうを重点的にやっていただいたらどうかという、睦沢町としてはそういう判断をさせていただきました。

他の町長はという話でしたが、そちらについては、特にそういう意向を反映して職員が会議に臨んでいるものというふうには私のほうは考えておりましたので、そこら辺については、ちょっとそれ以上のことは言えないというふうには考えております。

ちなみに、28年度でございますが、年間の捕獲頭数でございますが、28年度の数字で申し上げますと、アライグマが104頭、それからハクビシンが28頭、イノシシが195ということで、28年度は、イノシシについては一番多く捕獲したというふうに記録されております。

一応そのようなことで、睦沢町としては内部協議も行った中で、事故が起きないことが最大限ということと、また、総量といいますか、個体数の減少ということでは、各種わなを強化していきたいということの2点の中で、睦沢町としては方向性を出したということでございます。

また、他の町村においても同様な意見があったということで、それこそ今お話のありましたように、従事者がなかなかその従事にきついものがあるといったようなことから、猟友会の方々との意見の相違があったということも伺っておりますが、睦沢町につきましては、先程言いましたような安全面を第一に考慮、それからまた、頭数を減らすという意味でも、



各種わなに重点を置いてやっていこうと。そのようなことから、これに対する対策の費用については、減らすことなく、もっと強化をするようなことで、睦沢町としては対応していきたいということで、予算等についても十分今後配慮をして参りたいというふうに考えておりますので、またご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 先程お尋ねした、現在町内で設置されている箱わなの数、そして、くりわなを含めて何基ありますか。それからして、1日平均何頭捕獲されているのでしょうか。わからなければ後でもいいですから、わかる範囲で。

また、本町では人口は減少するものの、野生動物はイノシシに加えキョン、鹿もますます増加すると予想されます。それから、カラスの件も忘れてはならないと思います。長生村、白子、一宮では、カラスの駆除を猟友会がやっています。

一宮町、長生村でやると、どこへ逃げてくるか。カラスの大群が睦沢町へやって参ります。そういったことも懸念しているところでもあります。安全と被害防止を考えた場合、何度も申し上げますが、直接に町民にかかわることでもあります。道の駅、総合運動公園は今、力を入れてやっておられますが、それ以上に重大な問題ではないでしょうか。どうか真剣に取り組んでいただきたいと考えます。

出来れば、今回の活動休止に関しましても、長柄町、長南町の町長さんともお話しになって、ご再考を求めるものであります。

では、回答を求めます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） わなの設置数だとか、それについては大変申し訳ないのですが、手元に資料がありませんので、後ほどまた議長さんにお許しをいただきながら資料を提出したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、再考の話でございますけれども、一応、正式に会議で決まったというふうに伺っておりますが、また個人的に色々な面でも首長の連携をとっていきたいということで、今、実は違う問題でも大きな問題を抱えておりますので、今日、行政報告をさせていただきましたJAの農業者の支援センターの関係等もございまして、またよくお互いに連携をとりながら、意思疎通を図って参りたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 資料の提出は後でということで、ご理解をしてください。

これで、3番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

---

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、5番、田邊明佳議員、どうぞ。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問いたします。

一つ目、農業について。

日本型直接支払制度のうち、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する環境保全型農業直接支払交付金ですが、睦沢町でも補助金交付を受けている農家はあります。

この環境保全型農業直接支払交付金は、平成30年度から交付要件に国際水準GAPの実施が加わり、これまでのエコファーマー認定と農業環境規範に基づく自己点検の他に国際水準GAPに取り組むことになりました。

GAPとは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続性を確保するための生産工程管理の取り組みですが、この交付金における認証要件化は2021年度からです。当面は取り組みのみでいいということです。

睦沢町では、農薬や化学肥料を半分以下に減らして生育したお米で、かずさ有機センターのもみ殻たい肥を有機肥料として使用し、千葉県のエコ農産物に認証された米をむつぎわ米としており、むつぎわ米に取り組む農家が交付を受けています。

この交付金があるから、もみ殻たい肥を水田に施肥出来ているといっても過言ではありませんが、認証要件化は2021年と3年後、それまでも取り組みとその実施状況報告をしなければならず、認証されるにも越えなければならないハードルがあるのではないかと思います。

農家の高齢化は進む一方ですが、書かなければならない書類や取り組みは年々増えていくような気がいたします。そういった点からも与える影響はあるかと推測されますが、この国際水準GAPの実施によるむつぎわ米生産への影響を町はどうお考えかお聞かせください。

二つ目、防災について。

当初予算での説明でありましたが、町は平成31年までに自主防災組織の大幅な機能強化を図ることや避難所等の整備等、地域防災事業を実施するとしていますが、具体的に伺いたいと思います。

なぜかといいますと、防災についてはこれまでも何度か質問しましたが、2016年の一般質問で、一時避難所以外、今のハザードマップ等では自主防災組織避難場所とされていますが、その各区集会所施設について、耐震化や集会所が使えない方々への方策など、そのとき質問したことは、これまで特段反映されてこないようでした。自主防災組織の大幅な機能強化や避難所の整備とは、どれほどのレベルのものなのか、お聞かせください。

また、これも2016年に質問したことなのですが、各老人ホームや介護施設などは、各自災害時におけるマニュアル等を整備しているとは思いますが、災害時における想定外の事態は、時として大きな被害をもたらすこともあります。まして動けない高齢者が多い施設と町との連携等が密にとれる体制は整っているのでしょうかという質問を書いてきましたら、今朝、机の上に睦沢町高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画がありまして、中を拝見しましたら、71ページに、地震や災害などに関する項目がありまして、まず最初のほうで、「福祉、消防、防災などの各部門や地域住民と連携しながら、安全を確保するための体制づくりを強化します。」とあり、また（2）番で、避難行動要支援者の把握という項目で、「自主防災組織をはじめとする各関係機関との連携により、高齢者の実態把握や情報共有を図り、緊急時の情報伝達及び救助体制の強化につなげることにより、地震、火災、風水害等の災害に対し、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。」とありますので、努めますということは、私の印象でいくと、まだ体制づくりの道半ばということなのかなという気がしたのですが、進捗状況をお聞かせください。

また、以前質問しました、繰り返しになりますけれども、一時避難所でない集会所がある区への対応や、寺崎、川島方面の河川増水時の避難経路等は完備されるのでしょうか。

三つ目、法定外公共物について。

ハザードマップが新たに配布されましたが、マップの中で警戒区域、危険箇所とされている場所で法定外公共物はあるのでしょうか。

睦沢町法定外公共物の管理に関する条例では、法定外公共物は、道路法の適用を受けない道路と、河川法の適用または準用を受けない河川及び水路、ため池と一体をなしている施設とあります。それなりの数の法定外公共物があると思われそうですが、その中で危険箇所等あるようでしたら教えていただきたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1、農業についてのご質問ですが、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件につきましては、かずさ有機センターのたい肥を活用し、減農薬・減化学肥料による米の生産により、その要件をクリアして参りましたが、平成30年度からは、議員おっしゃるとおり国際水準GAPの実施が新たに追加されました。

これは、環境保全型農業直接支払交付金では、従前の環境保全の取り組みだけではなく、消費者が重視する食品安全や生産者自らの労働安全などにも取り組むことが重要であるとの国の考えが背景にあります。

具体的には、従前の条件である、たい肥の施用、減農薬・減化学肥料の米の生産により取得する「ちばエコ」の認証に加えまして、国が定める5項目、食品安全、環境保全、労働安全、人権擁護、農場経営管理それぞれの課題と実施内容を記載したGAP理解度・実施内容確認書の提出が求められております。これは決してハードルの高い事柄ではありませんので、むつざわ米生産に対する影響は少ないものと考えております。

いずれにいたしましても、本町にとって、むつざわ米の生産は重要でありますので、国・県など関係機関と連携を密にするとともに、生産者個々の状況に応じた個別相談にも対応して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、書類等の提出等については、個別相談の中で十分対応して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2、防災についての町は平成31年度までに自主防災組織の大幅な機能強化を図ることや、避難所等の整備等、地域防災向上事業を実施するとしているが、具体的にはというご質問ですが、本町では既に、全ての区に自主防災組織が設置されております。

議員お話の事業は、平成27年度から活用している千葉県地域防災力向上総合支援補助金事業と思いますが、これまでこの事業によりまして、自主防災組織及び避難所等への資機材の整備、あるいは災害対策コーディネーターの養成講習会を開催し、平成29年度は28名のコーディネーターが登録され、現在まで36名となっております。

本年度も自主防災組織へは、簡易組み立てボード、発電機など、また、避難所へは電動簡易トイレ、ストレッチャーなどを購入し、配布する予定でございます。

また、災害対策コーディネーターの養成講習会については、平常時では自主防災組織や地域における地域防災力向上のための取り組みを行っていただき、災害時では、行政や関係機関との連絡調整役などを担っていただくことから、登録者数は増加させたいと考えており、本年度についても開催を計画しております。

なお、平成31年度は、この事業の5カ年計画の最終年度となります。現在建設しておりますスマートウェルネスタウン内に整備される新たな防災施設へ資機材を整備することも、この事業で計画しております。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

なお、避難所として指定されていない区民センター等でございますけれども、そのうちの幾つかからは、町の補助事業、あるいはもっとより補助率の高い事業を利用して今後整備したいという申し出がございますので、その旨、担当課と相談してくれるようお願いをしているところでございます。

次に、3の法定外公共物についてのハザードマップが新たに配布され、マップの中で警戒区域、危険箇所とされている場所で法定外公共物はあるかというご質問でございますが、まずハザードマップについては、平成21年度に配布しており、今回は、風水害、地震、火災の対策について、自宅の防災対策、また持ち出し品の準備などの説明を加え、ご家庭でもご覧いただきやすいハザードマップを心がけて作成し、配布をさせていただいたところでございます。

このハザードマップで、警戒区域や危険箇所として指定されている箇所については、平成28年12月現在で千葉県が指定したもので、平成29年11月に千葉県から情報提供をいただいたものでございます。

本町で、法定外公共物に該当するものは、議員がおっしゃっていたように、里道、赤道、それから水路、青道、ため池などがあります。議員ご質問の警戒区域、危険箇所とされている場所で法定外公共物はあるかとのことでございますが、ハザードマップを作成するに当たりまして、これらのものの調査はしておりません。しかし、この区域内に法定外公共物はあるものと認識をしております。

よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

まず一つ目、農業についてですが、むつぎわ米生産にさほどの影響を受けないとの認識のようですが、人にもよるんですけれども、こういった話を聞いたんですね。研修で聞いたんですけれども、年間55万人訪れる直売所では残留農薬が出てしまい、GAPに取り組もうとしましたら高齢者ばかりで取り組めず断念し、定期的な検査に変えたとの話もありました。これは残留農薬の検査ですね。

きちんとそういうことが出来る高齢者の方も、もちろんいらっしゃると思います。でも、若者なら出来ることも高齢者だと困難を生じることもありますし、多分、役場の職員の皆さんとか、町長もそうですけれども、職務上書類になれていらっしゃる、多分恐らく役場の方には思いがけないことが、一般の方にはなじみがなくて難しいということもあると思います。

それで、町長からも取り組みについて多少説明がございましたけれども、まず最初に研修を受けると。これは睦沢でやってくれたら本当によかったんですけども、千葉県は会場がいすみと東金、柏で、いすみでしたら半日で済みますけれども、東金や柏など、そういったところまで行くと一日がかりです。

ステップ2は、GAP理解度・実施内容確認書、ちばGAP、国際水準GAPの基準書を参考に記入。これは何かサポートして下さるといってお話でしたので、お手伝いしてもらいながらやれることだとは思っています。

ステップ3で、実施したことを実施内容に記入し、実施したことの証拠書類や写真を保管すると。例として、圃場台帳、栽培計画、農薬使用記録等の書類や作業場改善前後の写真等。ここまでの流れもわかるとおり、確実に関係書類は増えます。また、証拠写真を撮ったり、写真のプリントアウト、保存等は、出来る方は出来るんですけども、そうすることが出来ない方ももちろんいるかと思ったり、まず機材をそろえなければならない方もいらっしゃると思います。

取り組みまでは、私も比較的簡単だとは思っておりますが、認証となると3年後になりますけれども、果たしてこれ以上のことをやるということで、どれだけの人がこの取り組み自体を負担と思って、そこまでするなら別にもみ殻たい肥を散布しなくてもいいやという人も出て来ることもなきにしもあらずと、私は思っております。実際うちも多少考えているところでございます。

これまでも一生懸命むつざわ米を生産してくれていらっしゃる方はいますけれども、でもメリットがあまり見られずに、何か変な草も生えるし、やめていくという方もいらっしゃいました。そういった中で、果たして3年後、取り組みまでは簡単だとは思うのですけれども、3年後に認証要件になったときにどうなるのか。果たして、新たな道の駅でもむつざわ米は重要かと思ったりもしますが、このままの量を確保出来ていくのか、町はどう思っているか、お聞かせください。

防災についてですが、防災コーディネーターや資機材購入、そういったお話でしたけれども、まず気になったのが、2年前に私は言っているんですよ、集会所が使えない方々への

別の避難所に行きましょうとかという話し合いをするような働きかけ、指導等、それは別にお金もかかりませんし、出来たことですよ。まるっきりそういったお話はありませんというお話を聞いたので、大幅な強化、31年までに避難所の整備、そういった資機材の購入やコーディネーターを養成するのは、それはもちろん大事なんですけれども、そういった基本的なこと、どこへ逃げればいいのかとか、そういったことをきちんと自主防災組織の中で考えていただく、そういった働きをしてもよかったんじゃないでしょうか。

あと、トイレ等の購入とか、そういったお話もありましたけれども、これまでも各防災組織に防災用備品を整備していただいておりますが、ある地区の例を言いますと、炊き出し用の釜、バール、発電機等、田舎であればすぐに用意出来るものが多いような印象を受けます。実際、うちはこれは全部あります。救急セットやリヤカーなどはよかったとは思いますが、何でしょう、地域の実情をどれほど考慮したのでしょうか。どうもちぐはぐな感が否めません。

いただけるのはありがたいんですけれども、一番災害になって困るのは、多分水とか、一番大事なのはそういうことだと思うんですけれども、そういったもののほうが素直によかったのではないかと思います。水も期限が切れていきますし。

そういった実情に即した防災力の向上や、1回目に私が質問しました各老人ホームや介護施設への対応、また、増水時の避難経路等の整備、こういったものはされるのでしょうか、お聞かせください。

法定外公物ですが、特に調べていないというか、そういったようなことでしたけれども、防災等でもかぶりますけれども、以前の質問の答弁で、堰やため池等の耐震診断は現在行っていませんが、県と町で点検しました。今後、関係機関とも十分協議し検討して参りますとしていましたが、改めて、ため池の付随する施設、堤塘などですね、こういったものも入っているはずなので、点検しても本当に大丈夫かわからないということから、本当は耐震診断まですべきではないかと私は思うのですけれども、ため池だけでなく里道や水路などでも何かあった場合、維持管理は地域に密着している形で地域住民の公共の用に供しているから地元管理ということも多いですけれども、所有は町なんです。ですから、何かあった場合、管理瑕疵を問われるのではないかと私は思うのですが。

そういったことから、これから管理する、調べていく、ちゃんと見ていくという考えはあるかどうか、お聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、1点お願いがございます。

田邊議員は、いつも質問書を持ってきていただけるのですが、出来れば詳細にわたって答弁をしたいということで、担当課長はなるべくその時期は在庁するように、ヒアリングをしながら、どんなことを聞きたいのか、また町にどうして欲しいのかということをよく聞き取るようにというお願いをしております。

しかしながら、残念ながら、紙に書いてあるとおりでということのようでございます。出来れば、直接課長等の面談をしていただいて、お仕事も忙しいでしょうが、していただいて、具体的なご質問内容を教えていただければと思いますので、よろしくお願いを、まず申し上げたいと思います。

そういった中で、今の質問のことでございますけれども、要はGAP、これが行く行くは、とりあえず当面は確認だけすればいいということですが、その後、数年後にはその実施ということがありますよということでございますが、睦沢町は、農地、水でもそうなんです、常に全町一緒に、全て一緒にやりましょうと、自主防災組織でもそうですが、農地、水でも、他の町村では希望があるところだけというやり方が主でございますけれども、睦沢町は、私の考えにあるのですが、町民みんな平等ですので、出来るところだけではなくて、全員一緒にやってもらいましょうと。そうしますと、多少、落ち転びはあると思いますが、それを毎年毎年検証しながら全体を高めていきたいということで考えておりますので、そういった意味でも、今回のこのGAPについても、ちばGAPという形で始まるようでございますけれども、ここら辺についても、また書類等が大変なようであれば、そこら辺についても専門の職員を要するとか、そこら辺も十分考慮した中で支援をして参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、特に睦沢町は、かずさ有機センターのたい肥、これがむつざわ米を少しでも有名にするという一番基幹になる、もとになるものというふうに考えております。そのようなことで、先程の答弁にもいたしましたけれども、今、民間において是非やらせていただきたいというところも出てきているようなので、そういうことも含めて、このたい肥センターが農業を行っていく上で確かなものになる、また、基盤になるというものに育てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

あと、自主防災組織の関係でございますけれども、それこそ先程お話がありましたように、ある区では、区民センターを建て替えたいというご相談を受けましたので、担当課のほうに



話をして、それを熟度を上げていくということでもらせてもらっておりますが、議員おっしゃられるとおり、そういうものがないのであれば、どこの区民センターを使ったらいいとかか、そういう具体的なことも、自主防災組織と協議の中で進めていくということが足りなかったように感じております。これについては、早速そのような区民センターが防災の拠点になれないところについては、そういう指導もさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく、またご指導をいただければというふうに思います。

それから、法定外公共物について、耐震調査等も必要ではないかというご指摘をいただきました。また、この辺については、通常においては地元で管理をしていただくということも、議員おっしゃるとおり、お願いしているところでございますが、またここら辺についても災害時に、また二次災害が起きないような対策も、今後当然していかなくてはいけないというふうに感じますので、また、そこら辺についても鋭意努力をさせていただきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 質問に関しては、私どもと違ってプロですから、過去の質問をさらえば予測は出来るかなとは思っていたんですけども、出来ないということで、それはわかりました。

うちの町はおおらかといいますか、今回のGAPの件も楽観的で、他にも時代にそぐわない実行組合をなかなか整理しませんし、それはよろしいんですけども、町はこれまでブランド化ということでキーワードを盛んに言うておりましたが、どれほどの生産量か私のほうでは把握していないので何とも言えないんですけども、ブランド化を進めるのであれば、お米の生産量は相当数の量は必要なわけなんですけれども、今回のことで、ちょっとでもひっかけがあればやめちゃうかなという人も出て来るだろうと、そこを非常に心配しておるところなんです。

ブランド化は、相当数いるといっても、先に他の議員さんがおっしゃっていましたが、千葉のブランド米の中には、むつぎわ米は入っておりませんでした。ふるさと納税の米返礼品も減少しているようです。

取り組みという点で直接担当課にお話ししたことはありますけれども、返礼品事業をするに当たって、選定された事業者に偏りが見られて、そこを指摘しても正しませんでした、私から言えば、本当にブランド化を進めていく、睦沢のお米を知って欲しいというのであれば、そこで偏りが見られて指摘しても正す気がありませんと言いましたが、それでホームペ

ージを見てみますと「ふさこがね」はもう終了しているんですね。むつぎわ米を頑張っP  
Rしていこうというなら、声をかけていない農業者に声をかけて柔軟に予定数量を増やすと  
か、そういったことも必要じゃないかと私は思います。

今回の質問に関しては、とりあえず何が言いたいかといいますと、GAPによって減る心  
配があるかどうか、ブランド化を進めるにしても物がなければどうしようもありません。そ  
こはわかっていると思います。特別相談をするそうですけれども、GAPの取り組みを見て  
みますと、農薬保管庫であるとか、そういった細々とした新たな設備も導入しなければいけ  
ないような感じがいたしました。相談だけでなく、そういった面でのサポート等お考えがあ  
れば教えていただきたいと思います。

いつも言っていることではありますけれども、他の議員さんも先程言っておられました、  
大きい事業も一段落するかと思います。ですので、町長には是非、大きい目立つ事業ではな  
く、もっと身近なことに注視してもらってもよろしいのではないのでしょうか。

農業も防災も、他の議員が言っていた教育や有害鳥獣も身近な問題であると思います。  
こういったことをじっくり町長がやっていけば、大きな仕事もやり細かな仕事もきちんとす  
る、やっぱりさすが町長だと言われるようになるのではないかと思います。ですから、是  
非細かな対応をよろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 具体的なご指導で誠にありがとうございました。是非そのようにして  
参りたいというふうに思っております。

ブランド米でございますけれども、かずさ有機センターのたい肥を使って、食味も上がっ  
てきたということが数値的にもあらわれておるといふふうに認識をしております。そういっ  
た中で、なかなか千葉県ブランド米にむつぎわ米が入っていないということでございま  
すけれども、これについても、農家の方々とまた知恵を絞りながら一生懸命やっていきたい  
というふうに思っております。

それこそ、ふるさと納税が出来て、これの返礼品ということでは非常によかったのではな  
いのかなというふうに思っておりますが、議員ご指摘のように、最近では、やはり数の量で  
押されてしまうということで大変苦慮をしているところでございます。また、ここら辺につ  
いても、農家の皆様とご相談をしながら、知恵を絞りながら何とかこれを前に進めていき  
たいというふうに考えますので、よろしく願いをしたいと思っております。

また、GAPのほうでございまして、具体的な内容がまだないということで、ご指

摘のとおりでございます。しかしながら、ここ2、3年、少し猶予があるようでございますので、その間に農家の皆さんと一緒に、どういう対策が必要か、また町としてどういう支援が一番農家にとって強力な支援になるのかということも、お互いに勉強しながら進めて参りたいと、またご指導いただければ、議員のところが大農家でもありますから、そこら辺から色々ご指摘いただくと非常に助かるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、自主防災組織ということで先程も申し上げましたけれども、町全体でとり行っているということが、これはなかなか全国でも少ないのではないかなというふうに感じております。そういったことで、先程も申し上げましたけれども、なかなか落ち転び等があつて、あるいはまた資機材をせつかく配布してくれても、うちの区ではほとんどみんなが持っているよというようなことで、色々ご迷惑をお掛けすると思いますが、ただ、割と農業者が少ないという地区もございます。そういったことから、全体的にということで、かゆいところまで手が届かないというのが実情かと思いますが、そこら辺も毎年毎年することによって、全体的にかゆいところに手が届くという形に持っていきたいなというふうに思っております。

また、そういった意味でも是非、議員のご指摘をいただきながら、よりよいものに持っていきたいなというふうに思いますので、またよろしくご指導をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正額は、87万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ45億4,458万5,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

2款1項6目企画費につきましては、地区集会施設等補助金として、上之郷山田谷地区集会所の改修に係る経費を計上いたしました。

2款1項10目諸費につきましては、近年、児童・生徒が事件に巻き込まれる事例もあり、県では地域の防犯力アップ事業補助金の対象経費を拡充いたしました。このようなことから、本町が所有する青色パトロールカー2台にドライブレコーダーを設置し、児童・生徒の安全・安心の確保に寄与するため計上いたしました。

5款1項3目農業振興費につきましては、県費補助事業として、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業を新たに計上いたしました。事業の目的としては、林縁部の耕作放棄地に雑草が繁茂しており、イノシシのすみかとなっていることから、地域活動による耕作放棄地の刈り払いを支援し、イノシシを追い払うことで攻撃的防御を図り、農作物被害の拡大・防止を目指すものとなっております。

なお、事業実施地区につきましては、本事業の要望が早くから出されておりました上之郷地区の1箇所を予定しております。

歳入につきましては、当該事業に係る特定財源を計上し、一般財源は財政調整積立基金の繰り入れにより調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） イノシシの棲み家撲滅ですけれども、これはつまりどういう基準が適用されることになるんですか。ここにイノシシのすみかがあると、だからその周辺をやるという確定はなかなか難しいと思うし、それから撲滅と、これは撲滅じゃなくて削減ぐらいならわかるんですけども、これは71万で撲滅出来るのかという問題もあるので。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

この事業に関しましては、いわゆるイノシシの生息域であります山と、それからその下の

部分の農地といたしますか、その中間の部分が今、非常に耕作放棄地で荒れております。その部分にイノシシが実際のすみかを作るケースが非常に多くて、そこをきちっと刈り払いをして管理することによって、出来るだけイノシシを下におろさないような、そういうことを目的に行われるものです。

撲滅というのは、これはあくまでも県が定めた名称ですので、それによって少しでもイノシシのすみかを減らそうということが目的になっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） だから、そうすると、ここはすみかになる可能性があるよというところは、どういう証拠、証拠というのはおかしいけれども、被害があったとかなんとかと、そういうものは必要なんですか。今言ったのは色々な、もう幅広い地域があるわけだから、どうなのかなと思って。

○議長（市原重光君） 手塚課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 議員おっしゃるように、特にそれに関して県が求めている細かい要件というのはいないです。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 今の件でございますが、県の方針から言いますと、10月に「イノシシ対策一斉刈払いデー」ということで、3年計画で行う。今年度は、おおむね90から100ヘクタールを中心として、約4,000万近くの予算計上をするというふうに聞いております。

本町としましては、先程ありましたように要望が早くから出されている上之郷地区と、こういうことでございますが、県としましては、啓発のためにポスターやパンフレットを作って幅広く周知徹底を図る、こういうことになっておりまして、本件につきまして、どういう経過をもって地区を決定し、どういう形でもって予算化したのか。各地区のこういう対応が周知徹底されているのか。これは区長会で決定したのか、それとも、いわゆる有害鳥獣対策協議会で決定したのか。

その辺の周知徹底というものを、やれ地域住民に、先程町長は盛んに言っていますように、こういう事業は、全町幅広く一斉にやるというのが、やはり効果が出る事業ですよ。県もそういう趣旨をもって「一斉刈払いデー」ということを10月に行うと。そういう日にちを区切ってやろうという、こういう県の方針を、やはり地区の住民にも知らしめると、こういうこ

とが必要かと思うんです。

今回は全体的に90ヘクタール位ですから、県下一斉にやったとしても、そう幅広く出来ないわけですが。これは3カ年計画で行うと、こういうことをございますので、やはり効果のある山裾、そして耕作放棄地、そういったところを見ますと、案外、場所的には限られてくるし、その辺をきれいにするによって、有害鳥獣、イノシシの駆除につながっていくと。

ということで、全地域でこれは関心を持ってやらなければ効果は出ません。一地区をやっても効果は出ないんですよ。そういったものをするために、やっぱり広報活動を十分行ってからやるべきだというふうに思います。

今回の補正については、一地区で71万2,000円という計上でありますけれども、その辺の試算した経過につきましてお伺いしたい。また、今後の来年、再来年の取り組みについてどう考えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、今回この事業については、先程市原議員にもお答えしたように、細かい取り決めは全くないということで非常にハードルが低いわけです。その割には、議員おっしゃられるように、千葉県全体で90から100ヘクタール、この微々たるものですよ、数%にもいかない、コンマ幾つじゃないかなというふうに感じられます。

ということで、周知期間がほとんどなかったという状況です。これは逆に、町からそこというんじゃないくて、地元の農家の方がそういうPRのものを見つけて、是非これにしたいということでお話があったというふうに聞いております。ということで、うちのほうも非常にいい話なので、もっと広げようと思ってやったら、いや、もういっぱいですから今年は終わりですということでありました。これが実態でございます。

ということで、議員おっしゃられるように、これが2年、3年と続くようであれば非常にいい事業だというふうに認識をしておりますので、もっときちんと周知期間、あるいはまた予算の確保をきちんとしていただくように、また陳情しながら対応して参りたいと。

本当にこれは皆さん、特に先程も伊原議員からもありましたけれども、イノシシ等については非常に皆さん困っておりますので、非常にいい事業だというふうに感じますので、是非そのようにしていきたいということで、私どもも県にまた強く要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成30年度陸沢町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、法務大臣から委嘱を受けている人権擁護委員の伊原信子氏については、平成30年12月31日をもって任期満了となります。

伊原氏は、長年の教育現場での活動を通じ、その豊富な経験から人権擁護委員としてご活躍いただき、人格、識見高く、広く社会の実情に精通していることから、引き続き、人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（市原重光君） お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案による者を適当と認めることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は、原案による者を適当と認めることに決定しました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、発議案第1号 茂原一宮道路及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

11番、中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 発議案第1号 茂原一宮道路及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

茂原一宮道路（通称長生グリーンライン）及び県道茂原・白子バイパスは、ともに首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道や、千葉外房有料道路などに一体となって機能し、外房地域の活性化、観光振興に大きく寄与するとともに、災害時には緊急輸送道路、津波の避難路として、本道路の果たす役割は大変重要であります。

2020年開催のオリンピックでは、一宮町でのサーフィン競技が決定したこともあり、睦沢町議会といたしましても、私たちの生活圏である長生郡市の道路網整備の早期完成を強く要



望し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の格別なご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、提出者の説明といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 茂原一宮道路及び県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

---

○議長（市原重光君） 市原町長、どうぞ。

○町長（市原 武君） 先程、伊原議員に対しました資料がないということでしたけれども、資料が出来ましたので配付をさせていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） では、どうぞ。

配付をしてください。

（資料配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れはありませんね。

それでは次に進みます。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第9、報告第1号 平成29年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計

算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本件については、以上のとおりご承知願います。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第10、報告第2号 平成29年度陸沢町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本件については、以上のとおりご承知願います。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、提出者の説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等等の水準の維持、向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するため、教育予算の一層の拡充が必要でございます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はありますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

---

### ◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第2、発議案第3号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） 発議案第3号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書提出の説明をさせていただきます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っています。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保など課題が山積みしております。

子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるために、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がございます。

地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠であります。

よって、国における平成31年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げます、提出者の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第3号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第3号は原案のとおり提出することに決定しました。

本日議決されました意見書3件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後　4時30分）